

神奈川県児童相談所における  
性的虐待調査報告書（第3回）

平成22年3月

神奈川県中央児童相談所

はじめに

神奈川県児童相談所では、平成16年3月より「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書」を3年ごとに発行し、今回、第3回の調査報告書をまとめることとなりました。初回は平成12年度から14年度までに受理した36件について、2回目は平成15年度から17年度までに受理した80件について調査し、今回は平成18年度から20年度までに受理した108件について調査を行いました。事例の総数は224件となり、データとしての信頼性も高まったことと思われます。

性的虐待は被害を受けた子どもに生涯に渡る影響を及ぼすきわめて重篤な虐待です。なるべく早く、被害が浅いうちに発見し、支援を開始することが望めます。しかし、性的虐待は家庭内の密室で行われ、虐待者から秘密を強要されることも多く、他の虐待に比べ、発見が遅れ被害が長期化する傾向があります。また、ようやく発見され、児童相談所が受理したとしても、すでに重篤な影響を受けている子どもに、どのような手立てが有効なのか、支援の難しさを感じることも少なくありません。

このように、性的虐待対応においては、啓発、発見、調査、支援に至るまで、多くの課題があります。性的虐待事例の特徴や現状の支援状況を調査し、有効な支援を見極め、児童相談所の対応を強化していくことが必要です。

今回の調査は、3回の調査の総まとめとなるよう、より詳細なデータを取り、過去の結果との比較も行いました。また、神奈川県では、平成18年度より、司法面接のスキルを用いた調査面接（被害事実確認のための面接、以後「調査面接」と言う）を組織的に導入しています。今回の調査は、調査面接導入後の3年間であり、108件の中には調査面接を実施した事例も35件含まれています。本報告書では、調査面接の活用の傾向についてもあわせて考察しました。

今回の報告書が、性的虐待の事例にかかわる関係者の方々の一助となり、子ども達への支援に役立つことを願っています。

平成22年3月

神奈川県中央児童相談所  
所長 栗原ちゆき

## 目次

### はじめに

1 調査目的	1
2 調査方法	1
(1) 対象	1
(2) 調査期間	1
(3) 調査方法	1
(4) 設問数	1
3 調査結果	2
(1) 子どものプロフィール	2
(2) 虐待の内容	4
(3) 発見	8
(4) 調査・支援	11
4 考察	30
(1) 発見	30
(2) 調査	32
(3) 性的虐待を受けた子どもの状態	35
(4) 支援	37
5 考察を終えて	40
(1) 早期発見に向けて	40
(2) 調査面接の有効活用を	42
(3) 支援の課題	43

### 寄稿

性的虐待事例に弁護士として関わって 弁護士 関守麻紀子（横浜弁護士会） 45

日本の性的虐待対応に関する課題～<sup>アメリカ</sup>海外と比較して 東海大学 菱川愛 …… 47

資料 調査票 …… 49

### おわりに

## 1 調査目的

性的虐待の未然防止、早期発見、早期介入や受理後の対応に関する取組を向上させるために、性的虐待の特徴や支援する上での課題を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査方法

### (1) 対象

平成18年度から20年度の3年間に、神奈川県児童相談所において性的虐待相談として受理した事例（再掲を含む）及び他の種別で受理した後に性的虐待が判明した事例の計108件を対象とした。

### (2) 調査期間

調査…平成21年6月1日～7月31日

集計・分析…平成21年8月1日～11月30日

### (3) 調査方法

中央児童相談所の虐待対策支援課（※）が該当児童相談所に出向き、共通の調査票（P. 49）に基づき、児童記録票から読み取り調査を行った。

### (4) 設問数

7項目 計72問

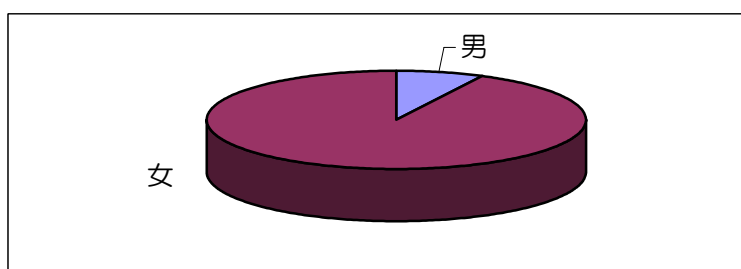
※ 虐待対策支援課…神奈川県中央児童相談所に設置された部署。担当事例を持たず、囑託の弁護士や精神科医とともに、県所管の5ヶ所の児童相談所へのバックアップ等を行う。



### 3 調査結果

#### (1) 子どものプロフィール

##### ア 性別

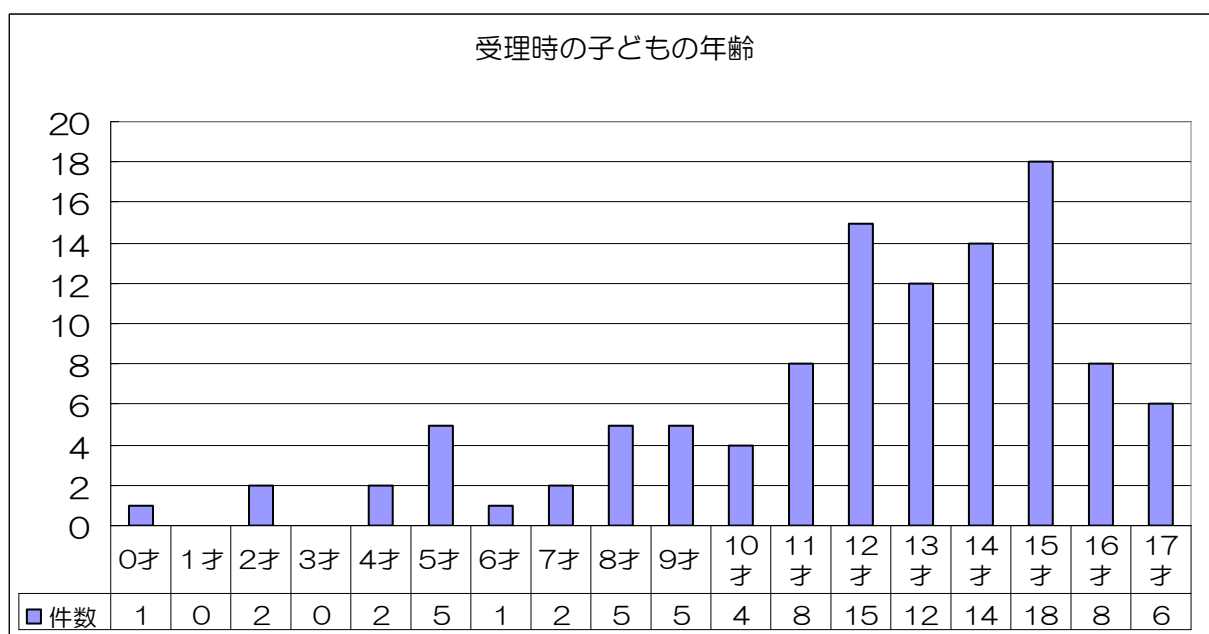


性別		
男	8件	7%
女	100件	93%
計	108件	100%

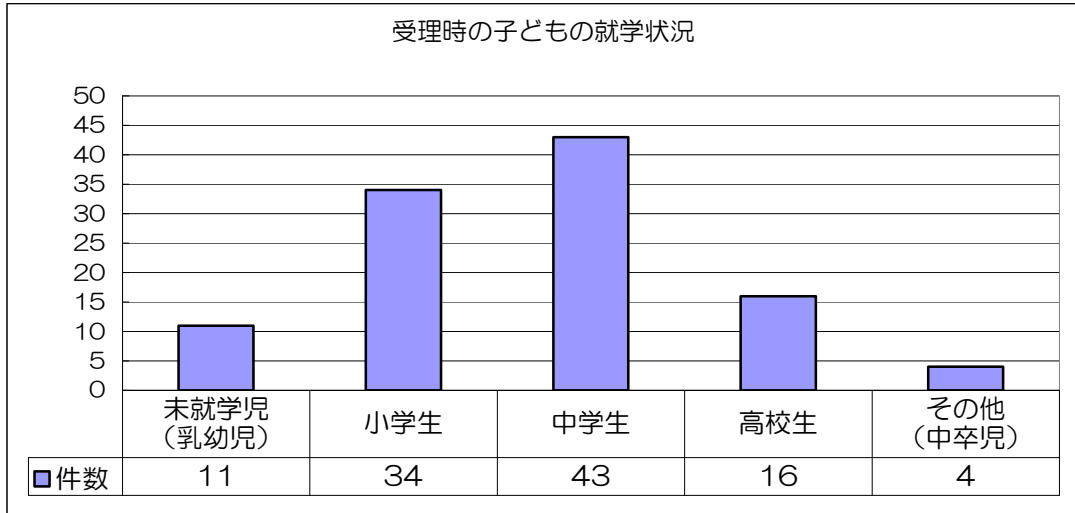
- ・ 女児が100件（93%）、男児が8件（7%）で、女児が大多数を占めていた。
- ・ 男児の事例は、第2回調査では6件（8%）、今回は8件確認された。
- ・ 男児の事例の内容を見ると、子どもの年齢は2歳～15歳と幅広く、虐待者は男性4人、女性4人であった。虐待内容は母親による「性器性交」1件、「身体接触を伴う性行為（※）」3件、「ビデオ等の被写体とする」1件等であった。

※ 「身体接触を伴う性行為」…虐待者が胸や性器等の体を触る、なめる、性器に指を挿入する、虐待者の性器を触らされる、口腔性交や肛門性交等であり、軽いタッチから侵襲性の高い行為まで幅広く含まれている。

##### イ 受理時の子どもの年齢・子どもの就学状況

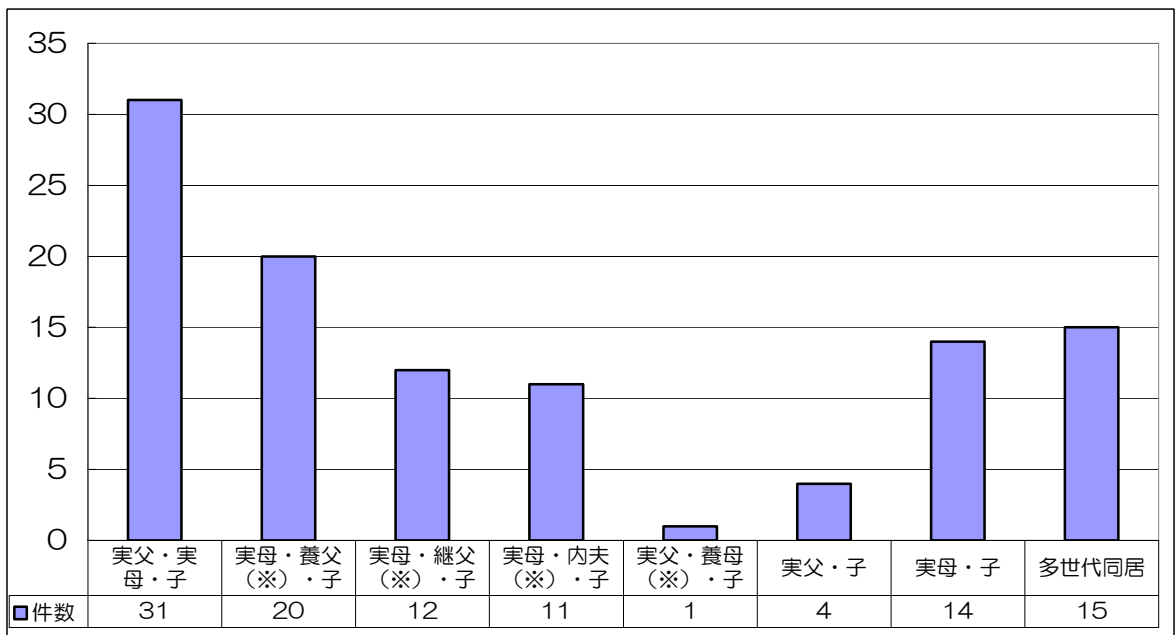


- ・ 今回の調査で最も多かった年齢は15歳で、ついで12歳、14歳、13歳と続いている。中学生年齢で受理をする傾向が見られ、この傾向は第1回調査から変わっていない。
- ・ 未就学児の中には、0歳や2歳の低年齢の事例もあり、その内容は「身体接触を伴う性行為（目撃者からの相談）」や、「子どもの症状や行動から性的虐待を疑う」等であった。



- ・ 就学状況別に見ると、全体の約4割が中学生、約3割が小学生、約2割が高校生（その他の中卒児を含む）、約1割が乳幼児であった。

#### ウ 受理時の家族構成



- ・ 家族構成が実母・子の事例は、虐待者が実母のものや、受理時にすでに実父等の虐待者と分離されていた事例等であった。
- ・ 8割は実母が同居していた家庭であった。

※ 養父…実母と入籍子どもと養子縁組をして父となった者。

継父…実母と入籍のみで子どもと養子縁組していない父。

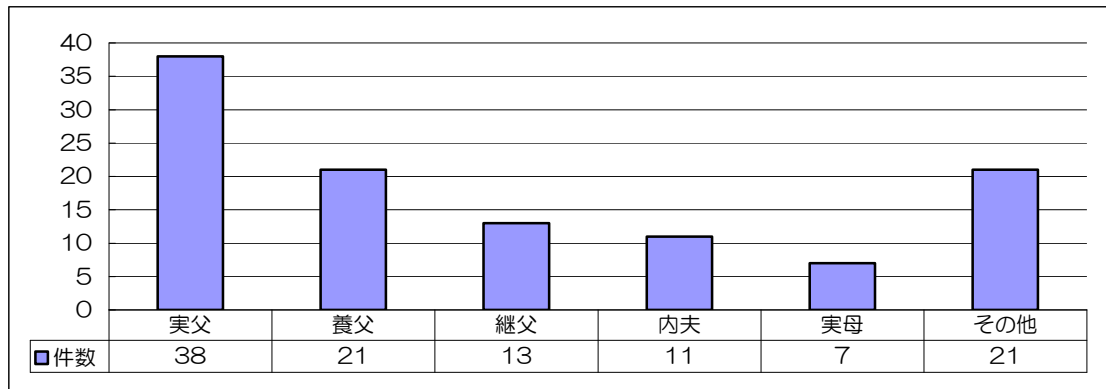
内夫…実母の内縁の夫。家族以外の同居男性。

養母…実父と入籍子どもと養子縁組をして母となった者。

(2) 虐待の内容

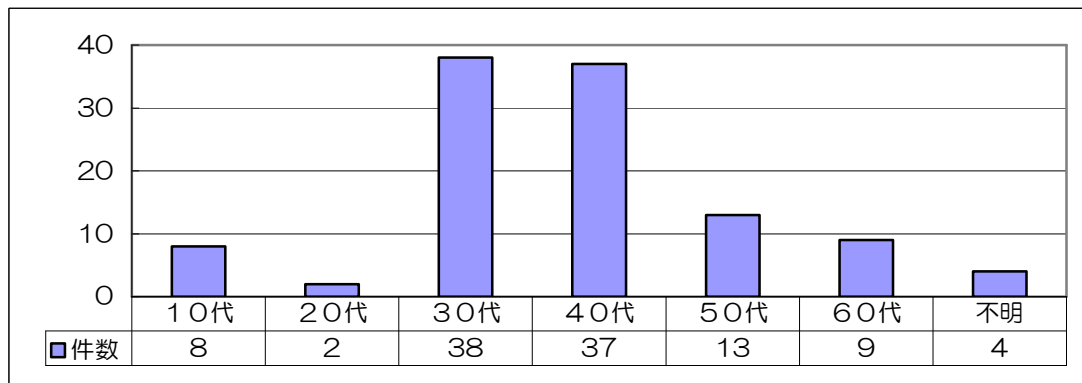
ア 虐待者

(ア) 虐待者（複数回答あり）



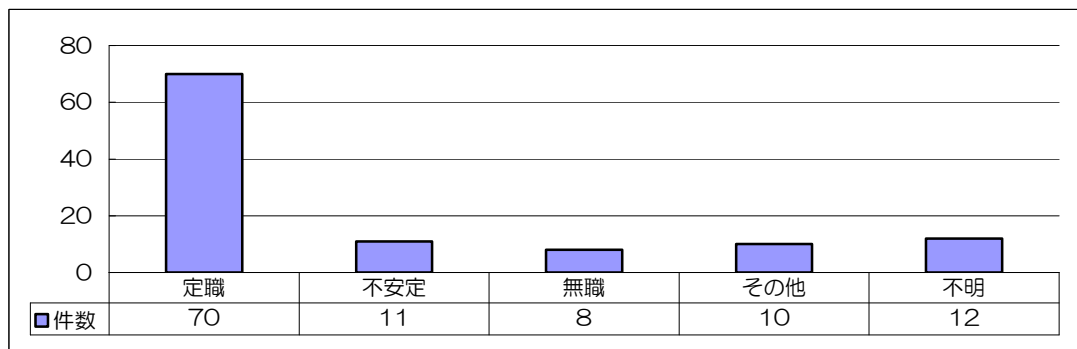
- ・ 複数の虐待者から被害を受けている事例があるため、総数は 111 件となっている。
- ・ 実父からの虐待が 38 件（34%）と最も多く、ついで養父が 21 件（19%）となっており、この傾向は第 1 回調査から変わっていない。
- ・ 「その他」の内訳は、兄 9 件、祖父 8 件、おじ 2 件等であった。

(イ) 虐待者の年齢



- ・ 虐待者の年齢層は、30～40 歳代が 75 件（68%）を占めていた。

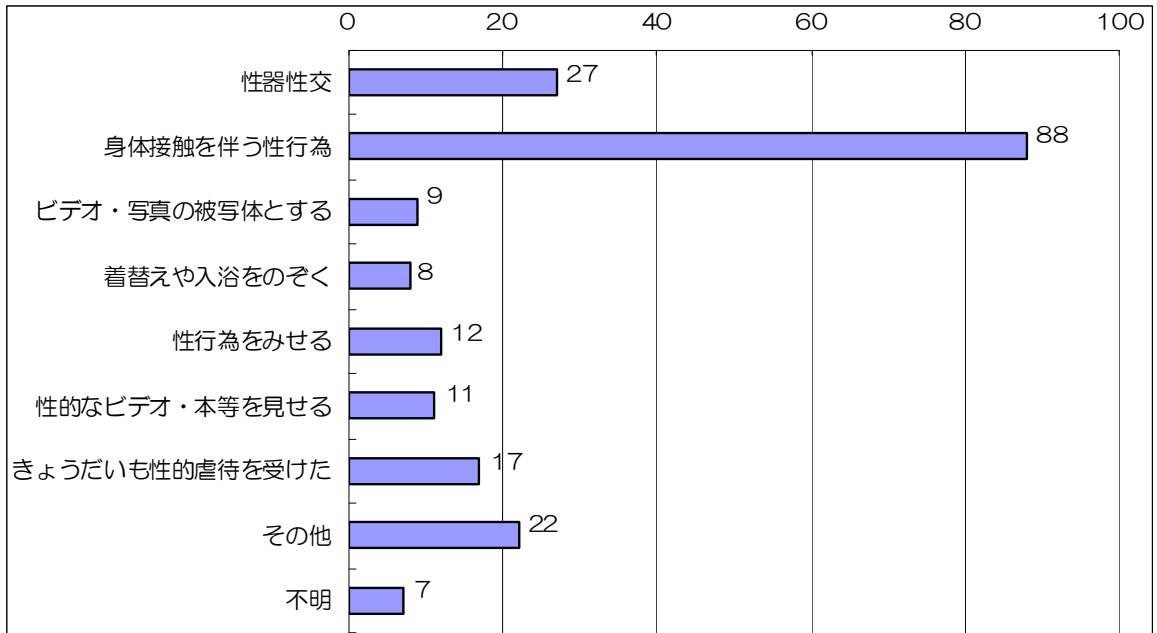
(ウ) 虐待者の就労状況



- ・ 虐待者の就労状況は、定職に就いていた者が 70 件（63%）を占めていた。

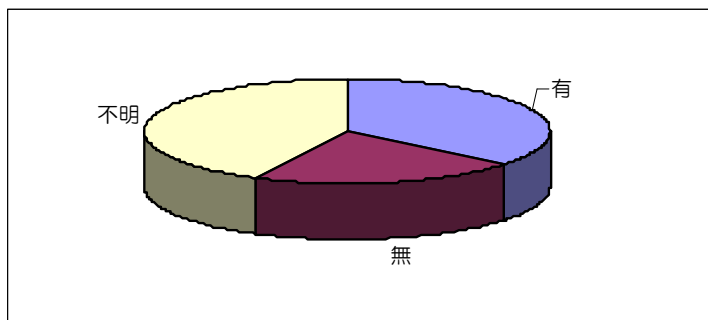
## イ 虐待内容

### (ア) 虐待内容（複数回答あり）



- ・ 「身体接触を伴う性行為」が 88 件と最も多く、ついで「性器性交」が 27 件と続いた。この傾向は、第 1 回、第 2 回調査と同様である。このことから、多くの虐待者は、子どもへの身体接触まで行為が及ぶものと思われる。
- ・ 「その他」は、「虐待者が裸を見せる」、「衣類や下着を脱がす」、「子どもが嫌がっているのに布団に入ってくる」等であった。
- ・ 「性器性交」の結果、妊娠、出産をした事例が 2 件あった（前回の調査では妊娠した事例は 3 件あり、そのうち 2 件は出産し、1 件は墮胎した）。

### (イ) 支配的発言の有無

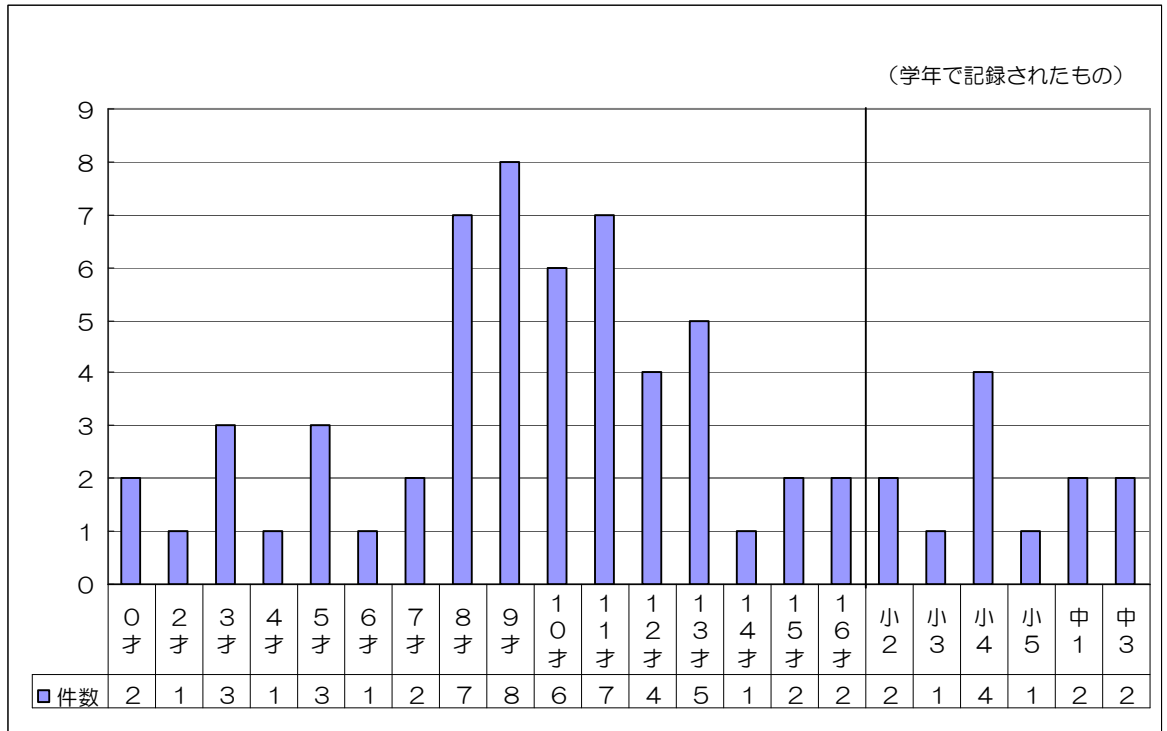


- ・ 虐待者が子どもに支配的な発言（秘密の強要等）をしていた事例は 39 件（36%）あった。具体的には、「誰にも言うな」、「言ったら殺す」、「お金をあげる」等であった。



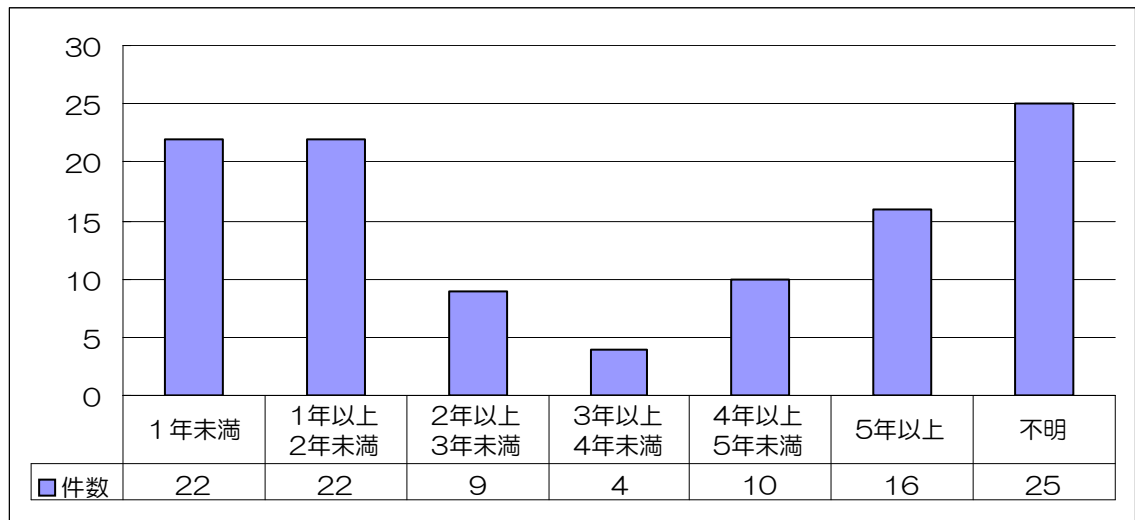
ウ 初発年齢と虐待を受けた期間・頻度

(ア) 虐待を受け始めた年齢



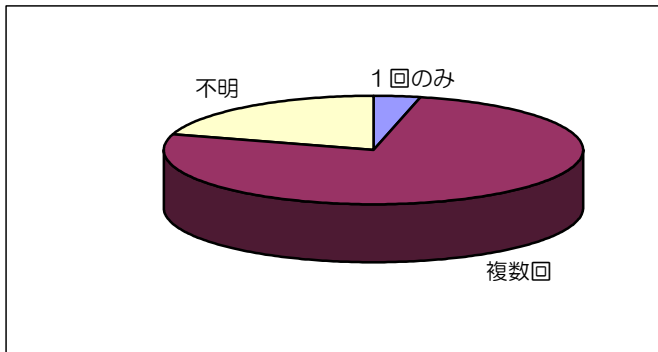
- 虐待を受け始めた年齢が明らかであった 67 件では、8～13才頃にピークが見られた。

(イ) 虐待を受けた期間



- 1年以上被害を受けていたものが、全体の半数以上（56％）を占めていた。
- 5年以上被害が続いていた事例が 16 件（15％）見られた。

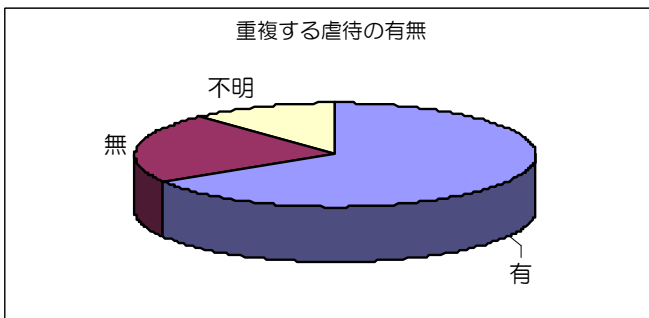
(ウ) 頻度



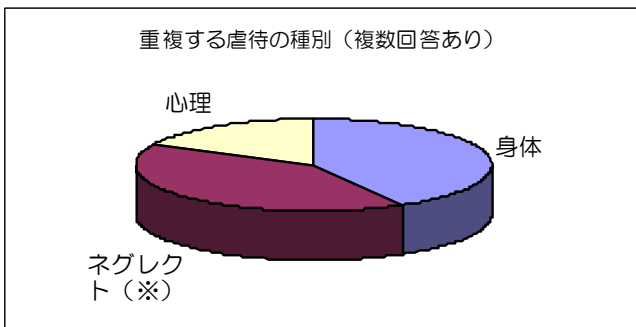
頻度		
1回のみ	4件	4%
複数回	82件	76%
不明	22件	20%
計	108件	100%

- ・ 虐待を受けた頻度については、複数回であったという事例が 82 件（76%）あった。性的虐待は 1 回で終わることが少なく、複数回にわたる虐待であることが読み取れた。

エ 重複する虐待



重複する虐待の有無		
有	72件	67%
無	23件	21%
不明	13件	12%
計	108件	100%



重複する虐待の種別		
身体	40件	41%
ネグレクト	39件	41%
心理	17件	18%
計	96件	100%

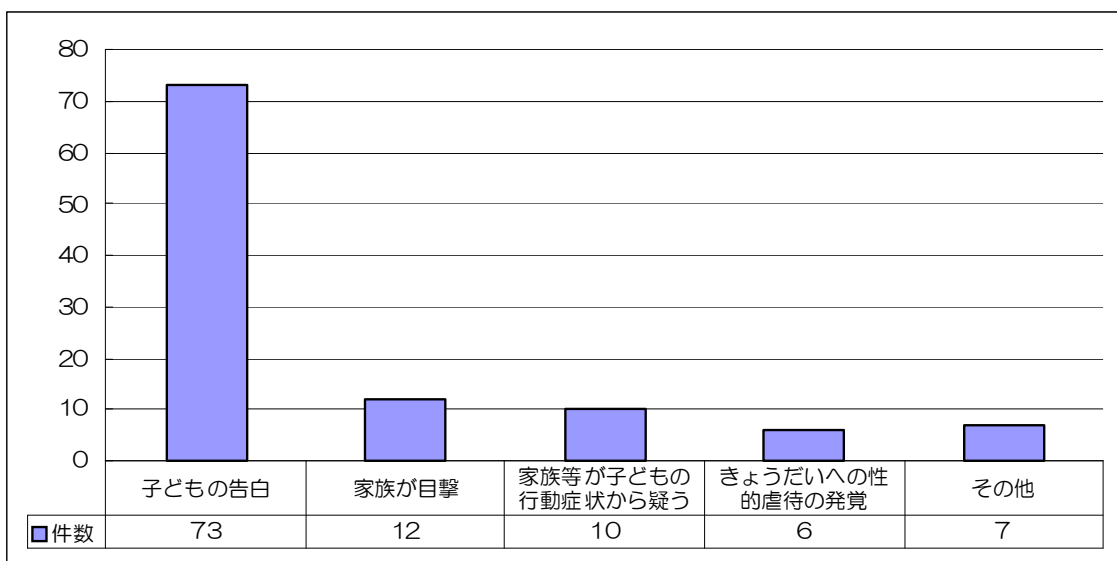
- ・ 他の種別の虐待も受けていた事例は 72 件（67%）あった。内訳は身体的虐待が 40 件、ネグレクトが 39 件、心理的虐待が 17 件であった。

※ ネグレクト…子どもの心身の正常発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他の保護者としての監護を怠ること。なお、保護者以外の同居人による子ども虐待と同様の行為に保護者が適切に対応しないものも含む。

### (3) 発見

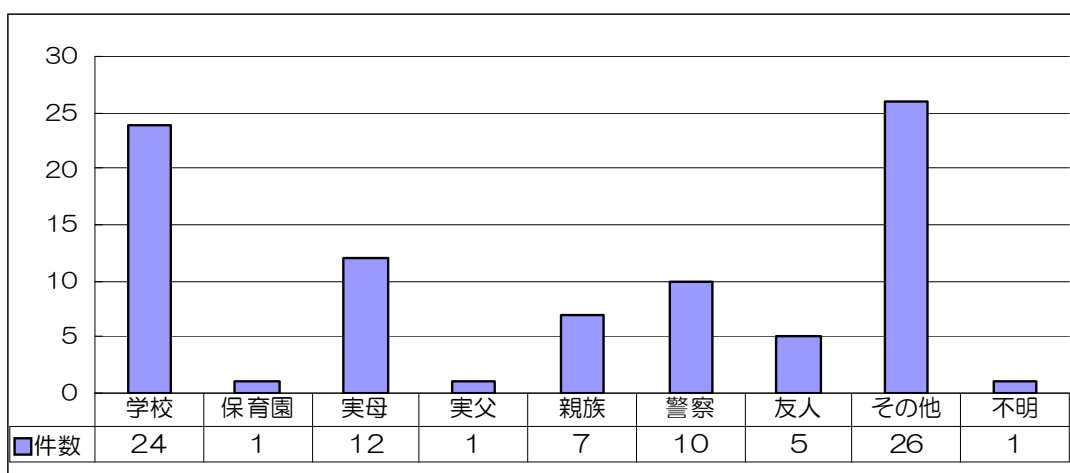
#### ア 発見の経緯

##### (ア) 発見の経緯



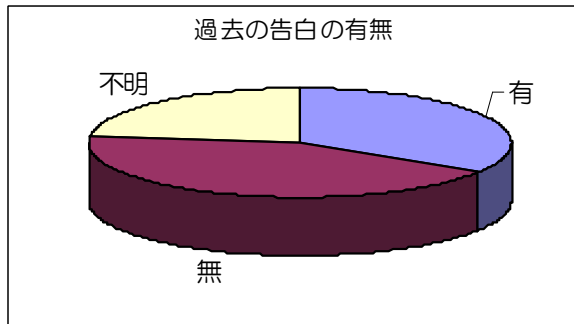
- ・ 発見の経緯は、「子どもの告白」が73件（68%）を占めた。第2回調査でも「子どもの告白」が62%を占めており、「子どもの告白」がないと発見されにくい虐待種別であることがわかる。
- ・ 「その他」は、「携帯画像・写真」や「虐待者の告白」により発見されたもの等であった。

##### (イ) 児童相談所に通告されるきっかけとなった一番最初の告白相手（複数回答あり）



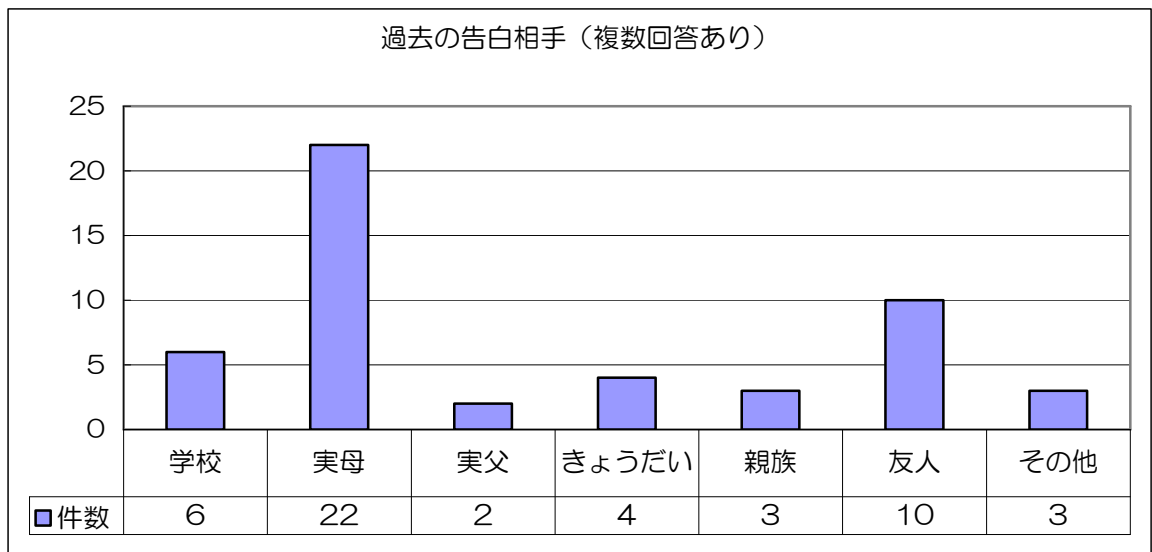
- ・ 通告につながった「子どもの告白」相手は、学校教職員が24件（28%）と最も多く、中でも、養護教諭への告白が8件（全体の9%）であった。次いで多かったのが実母12件（14%）であり、この傾向は、第2回調査と同じである。
- ・ 「その他」の内訳は、友人の親、病院スタッフ、児童相談所職員、児童福祉施設職員等であった。

(ウ) 過去の告白



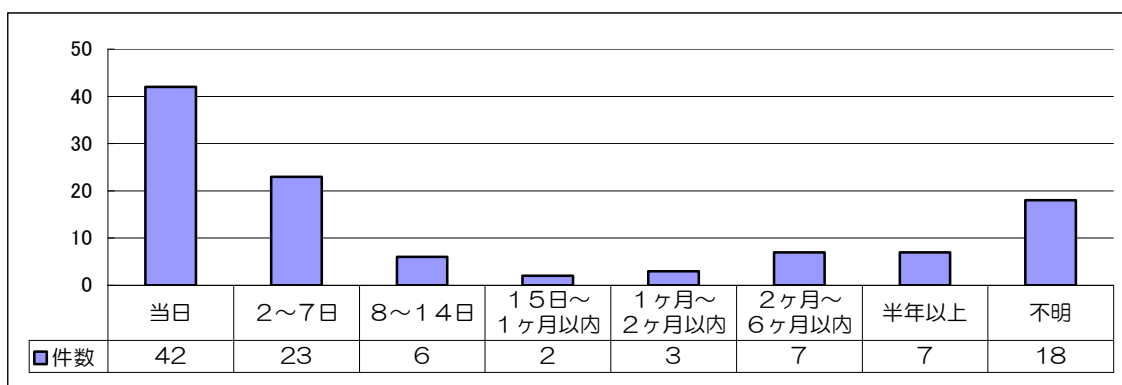
過去の告白の有無		
有無	件数	割合
有	37件	34%
無	46件	43%
不明	25件	23%
計	108件	100%

- ・ 通告にはつながらなかったが、37件（34%）の事例が過去に誰かしらに告白していた。



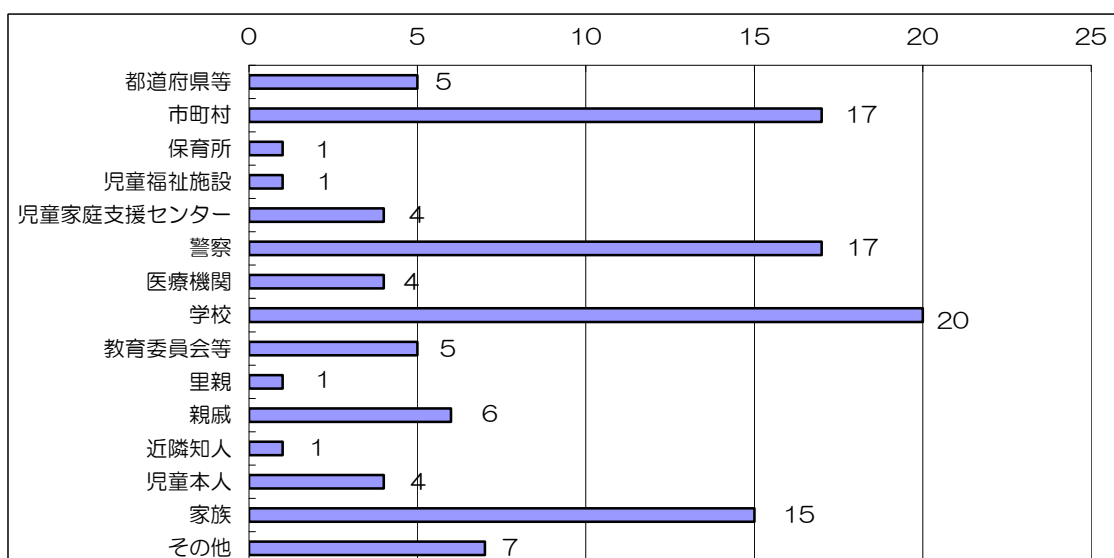
- ・ 過去の告白相手で最も多かったのは、実母 22件（44%）で、ついで友人 10件（20%）、学校教職員 6件（12%）と続いた。

## イ 発見から通告までの期間



- ・ 1週間以内に通告された事例は、当日の通告を含め60%であった。
- ・ 発見から1ヶ月以上経ってから通告された事例は17件あった。この内、13件の事例は「告白」や「目撃」によるもので、発見後の周囲の対応に関する課題の大きさが窺える。なお、残り4件の発見の経緯は「子どもの行動症状から疑う」であった。

## ウ 相談経路



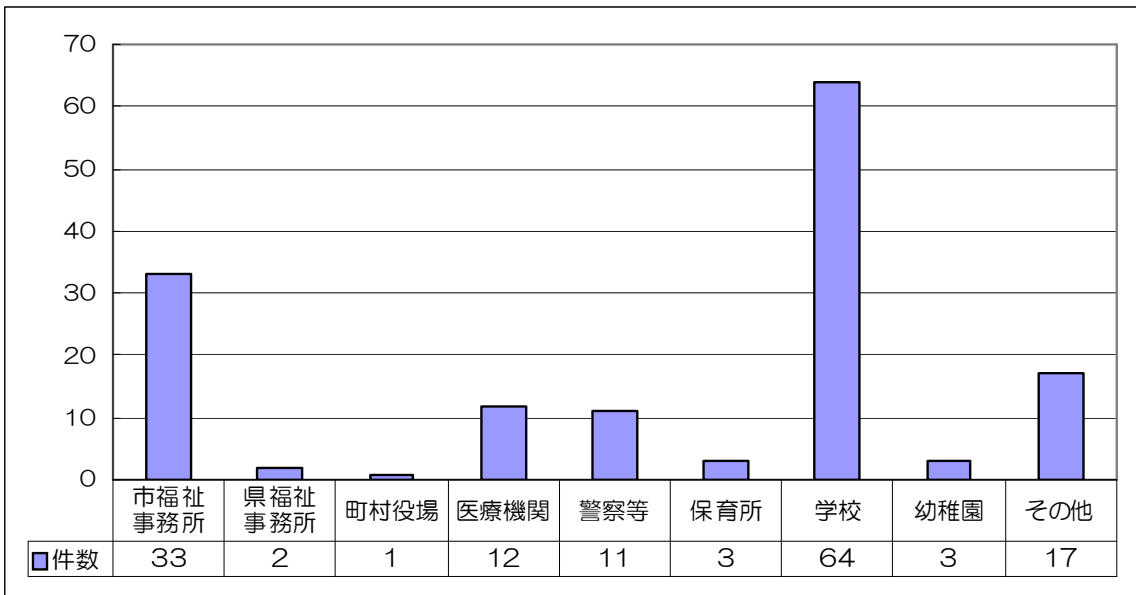
- ・ 相談経路は「学校」が最も多く20件（19%）、次いで「警察」17件（16%）、「市町村」17件（16%）、「家族」15件（14%）の順になっている。
- ・ 「警察」につながった経緯は「非虐待者（※）（主に実母）が子どもから被害を聞き、警察に相談に行った」、「子ども自身が警察に保護を求めた」、「虐待者が他の事件で逮捕され捜査中に性的虐待が発覚した」であった。「警察」が相談経路の場合の虐待者は、血縁の無い父（養父、継父、内夫）が17件中14件と多かった。
- ・ 児童本人が児童相談所に直接相談した事例は4件（4%）あった。これらのうち、3件は過去に非虐待者に被害を告白しており、家庭内では解決につながらないため直接相談したものである。

※ 非虐待者…虐待をしていない親。性的虐待では主に母親。

(4) 調査・支援

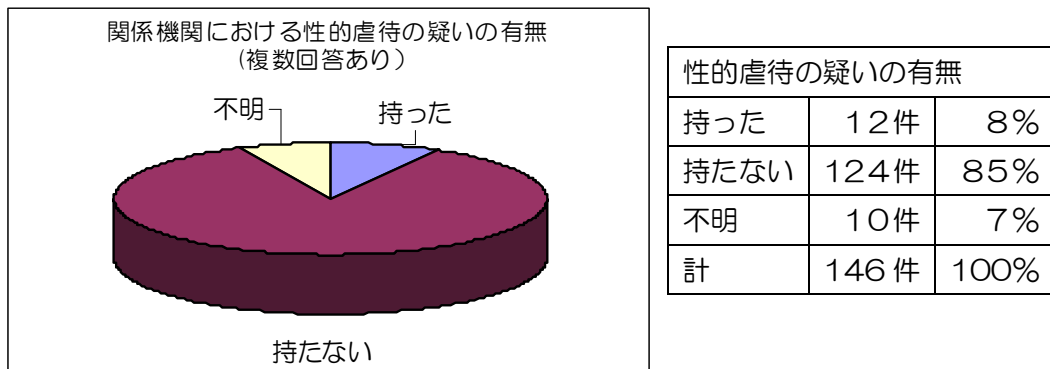
ア 児童相談所による関係機関への初期調査

(ア) 児童相談所が初期調査した機関（複数回答あり）

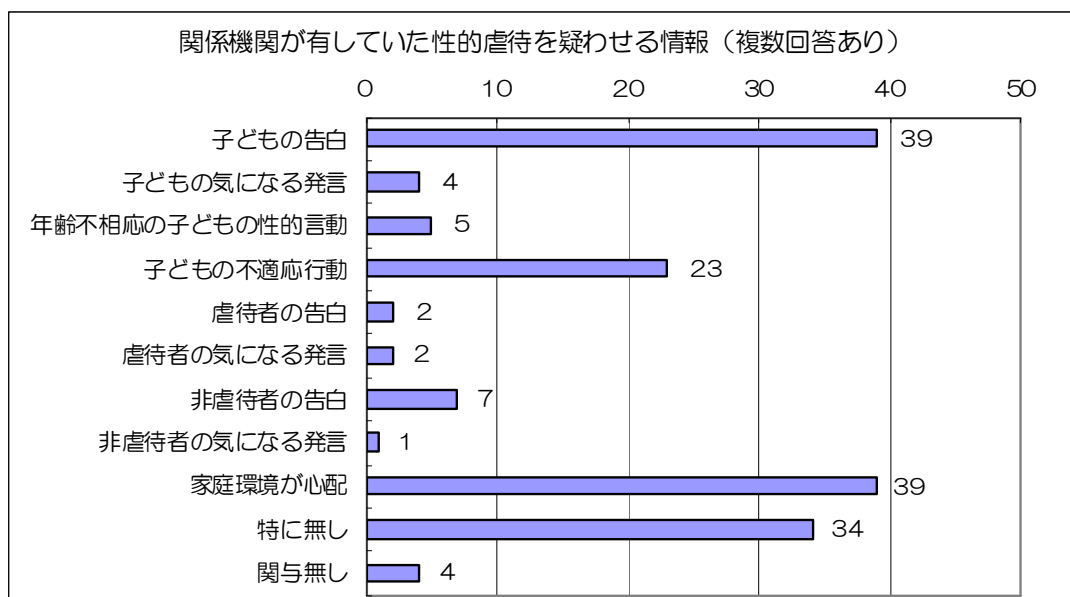


- 性的虐待が疑われ、児童相談所が初期調査をした機関は、所属集団である学校が 64 件（44%）、保育所が 3 件（2%）、幼稚園が 3 件（2%）、市町村の機関での相談履歴の有無を調査するため市福祉事務所（福祉六法所管事務所）が 33 件（23%）となっている。

(イ) 初期調査結果



- 児童相談所が初期調査した延べ 146 機関中、124の機関（85%）がこれまでに性的虐待の疑いを持っていなかった。
- 過去に疑いを持った 12機関のうち、10 機関は「子どもからの告白」があったものの通告していなかった。残り2機関は、「子どもからの気になる発言」や「年齢不相応の性的言動」等から疑いを持ち、モニターや調査をしている。関係機関が性的虐待のサインを学び、子どもの言動への感度を上げることが早期発見につながるものと思われる。

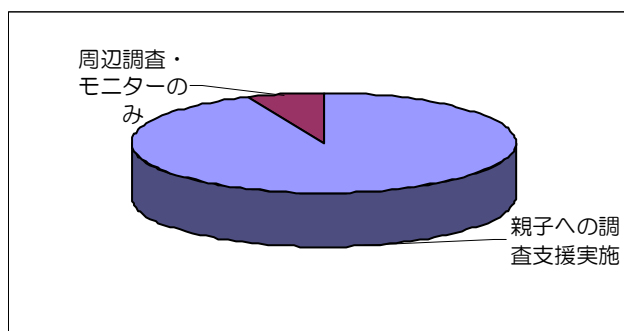


「子どもの不適応行動」が 23 件（16%）あり、「家庭環境が心配」が 39 件（27%）あった。

- ・ 「子どもの気になる発言」や「年齢不相应の子どもの性的言動」には、「自分自身や大人の股や胸を触る」、「性的接触を注意すると父（虐待者）に教わったという」、「遊びや絵で性的な描写をする」、「中学生になっても父（虐待者）と一緒に寝る」等があった。

## イ 児童相談所の支援の概要

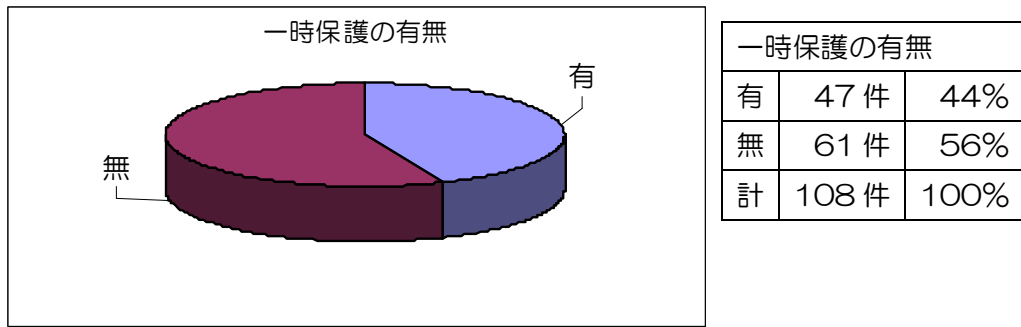
### （ア）親子への直接関与の有無



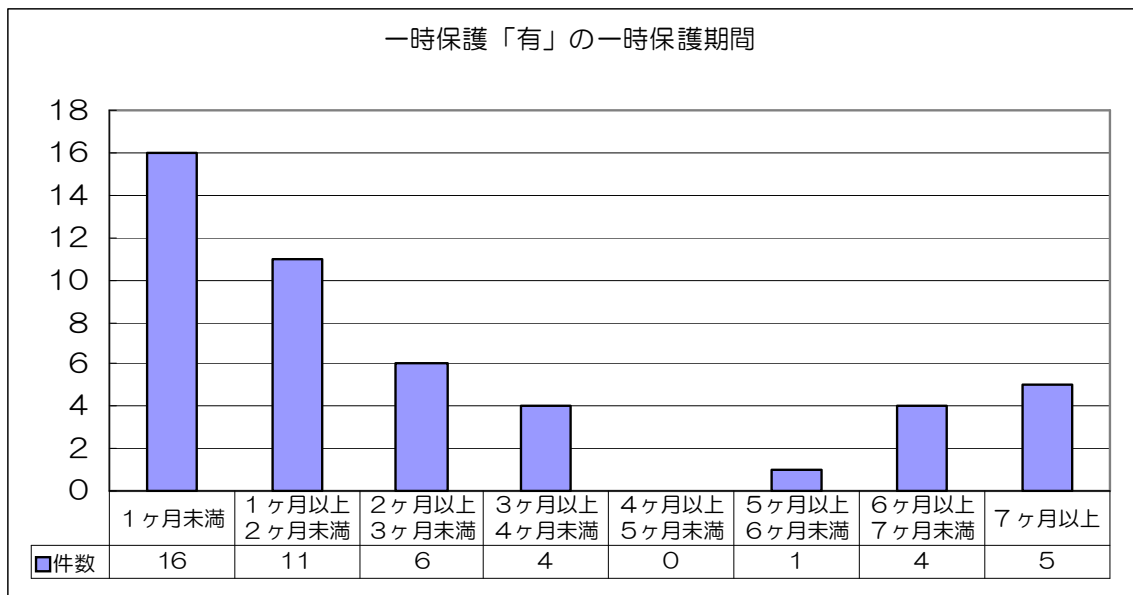
親子への直接関与の有無		
親子への調査支援実施	101 件	94%
周辺調査・モニターのみ	7 件	6%
計	108 件	100%

- ・ 親または子どもへ直接関与した事例は、101 件（94%）であった。
- ・ 周辺調査・モニターに留まった事例は 7 件（6%）で、その理由は周辺調査で「問題なしと判断された」、「通告者や子どもが介入を望まない」等であった。

(イ) 一時保護



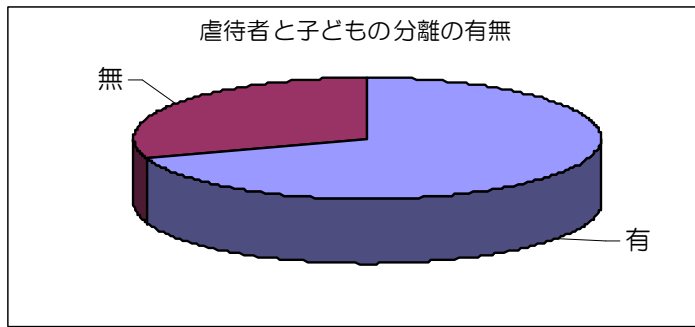
- ・ 児童相談所が通告、相談を受け、子どもの一時保護をした事例が 47 件（44%）あった。この傾向は、第 2 回調査（26 件（33%））よりも微増している。



- ・ 一時保護の期間は、「1ヶ月未満」が 16 件（34%）、「1ヶ月以上2ヶ月未満」が 11 件（23%）あり、2ヶ月未満の事例が一時保護をした事例の 57% を占めていた。
- ・ 5ヶ月以上保護した事例は 10 件（21%）あった。長期間保護した事例をみると、虐待内容では「性器性交」（5件）、支援内容では「施設措置」（4件）の割合が高かった。被害が重篤で虐待者との分離が必要であるが、非虐待者の子どもを守る力が弱く、安全な環境設定に時間を要したことが長期化の一因として考えられる。

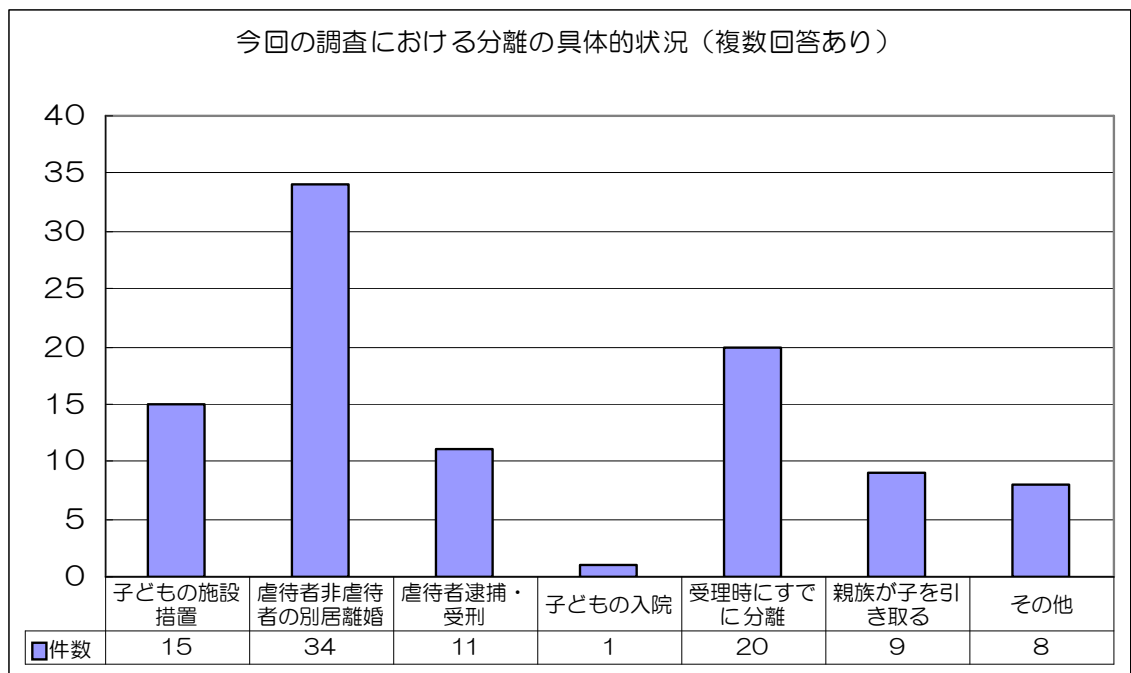


(ウ) 虐待者と子どもの分離状況



虐待者と子どもの分離の有無		
有	75件	69%
無	33件	31%
計	108件	100%

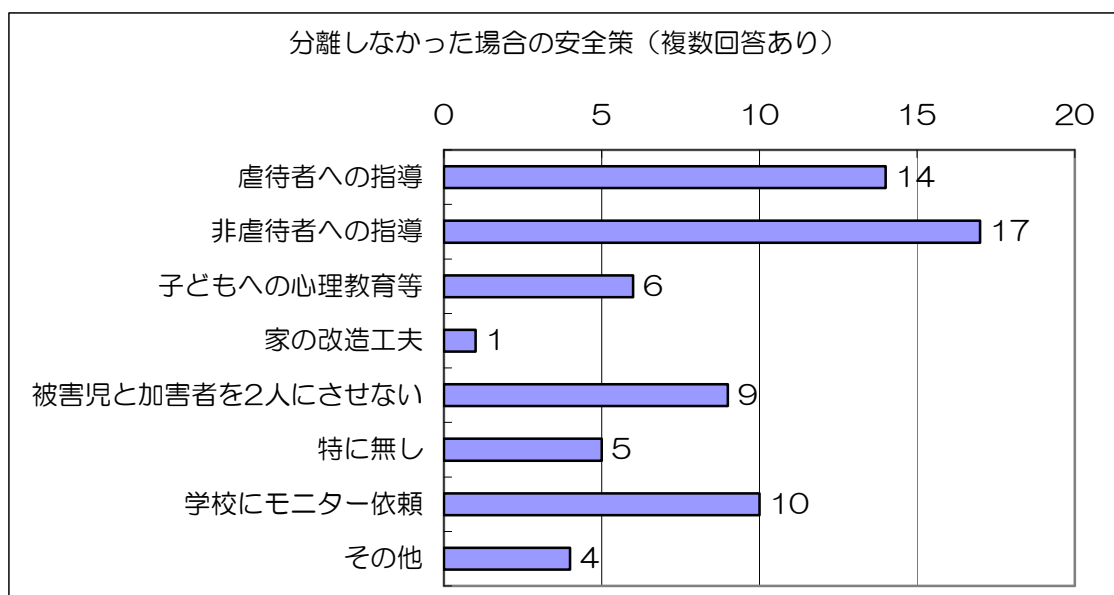
- ・ 終結時（※）（継続事例は調査時（※））に、虐待者と子どもの分離が行われていた事例は、75件（69%）あった。
- ・ 第2回調査での分離は56%であり、分離事例は増加している。
- ・ 分離しなかった理由としては、「虐待なしと判断した」、「疑いレベルで介入の決め手を欠く」等があった。



- ・ 「虐待者・非虐待者の別居離婚」には、パートナー関係を解消した28件に加えて、「その他」の虐待者（兄や祖父、おじ等）との別居に至った事例6件が含まれている。
- ・ 施設措置の事例よりも、母親や親族と暮らすことで子どもの安全を確保した事例の方が多かった。
- ・ 女性保護機関の協力を得て分離した後、虐待者との同居を再開したため、再度児童相談所が指導し、子どもの安全を確保した事例もあった。

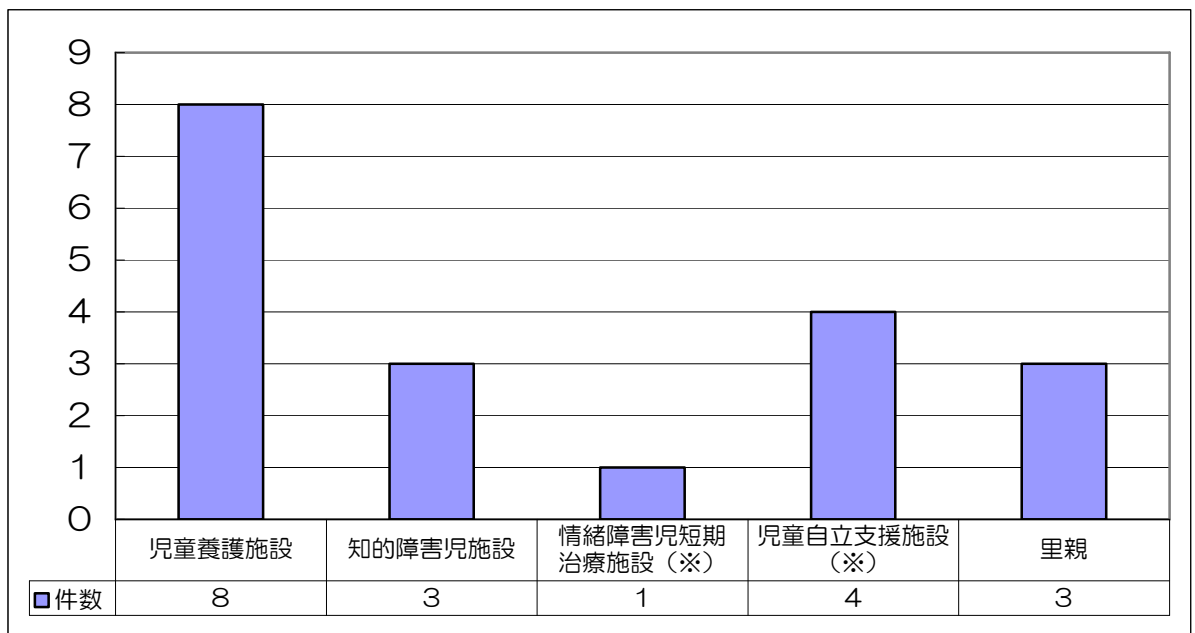
※ 終結時…児童相談所が指導を閉止した時。

※ 調査時…児童相談所が指導を継続している事例について本調査を実施した時（平成21年5月31日）。



- ・ 分離をしなかった場合の安全策としては、虐待者や非虐待者への指導が多かった。

(工) 児童福祉施設及び里親への措置委託（複数回答あり）



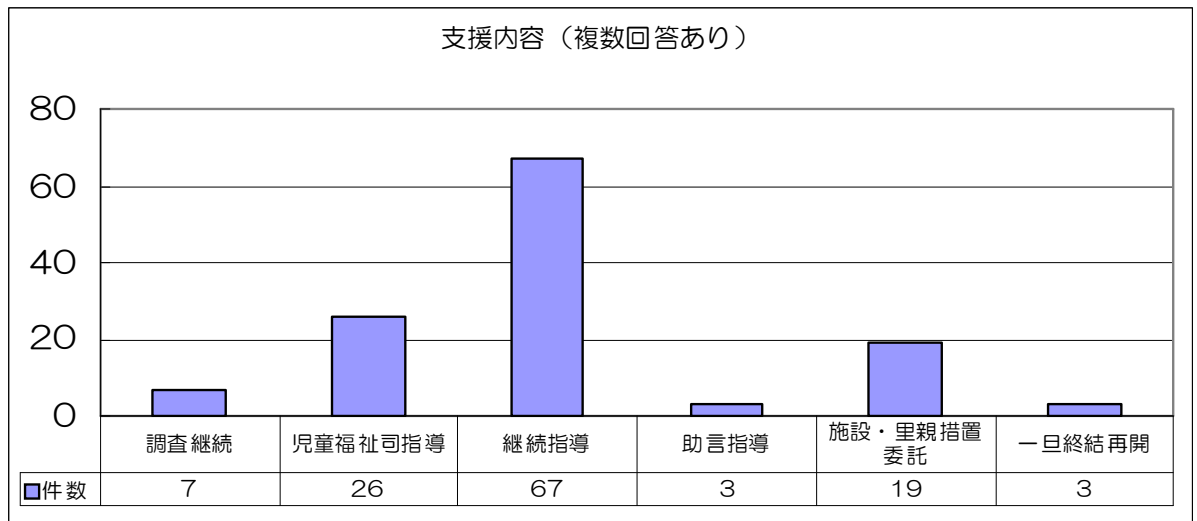
- ・ 家庭復帰が困難なため、施設措置もしくは里親委託に至った事例は、延べ 19 件を占め、その内訳は、児童養護施設措置が 8 件（42%）、児童自立支援施設措置が 4 件（21%）であった。児童養護施設に措置したが、子どもの行動化が激しくなり、児童自立支援施設に措置変更した事例が 2 件あった。
- ・ 性的虐待以外の理由で児童養護施設措置となった児童で、一時帰宅中に性的虐待を受けた事例が 2 件あった。
- ・ 施設措置及び里親委託に親権者が同意せず、児童福祉法第 28 条の申立（※）を実施した事例は、今回の調査では 0 件で、過去 9 年間の調査において 1 件のみであった。

※ 情緒障害児短期治療施設…児童福祉法に基づき設置。軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、または保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談、その他の援助を行うことを目的とした施設。

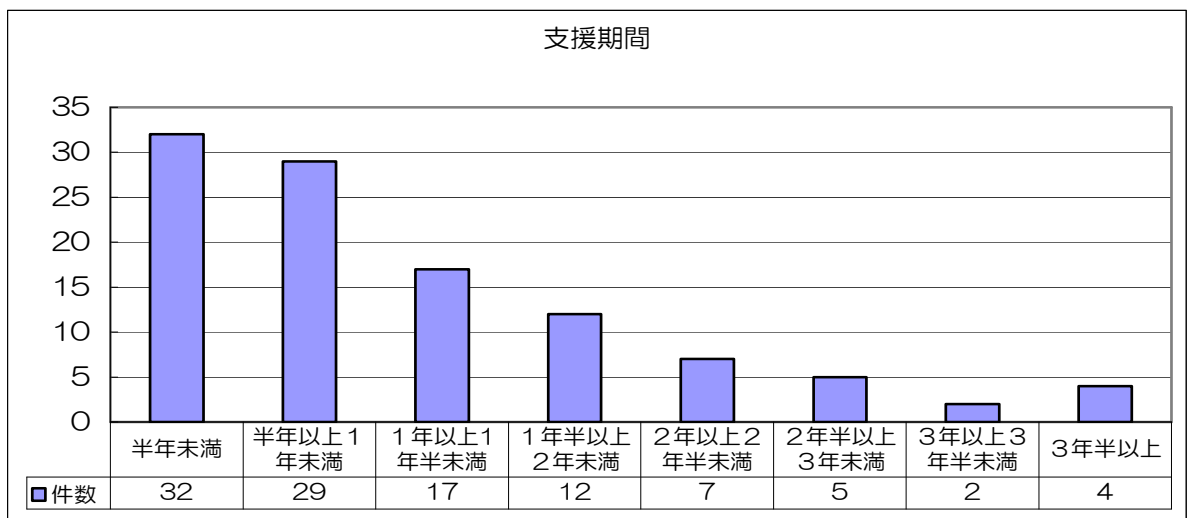
※ 児童自立支援施設…児童福祉法に基づき設置。不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

※ 児童福祉法第 28 条の申立…児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害する場合で、親権者から、児童福祉施設等への入所同意が取れない場合に、家庭裁判所に申立てをし、入所措置の承認を得ること。

(才) 支援内容

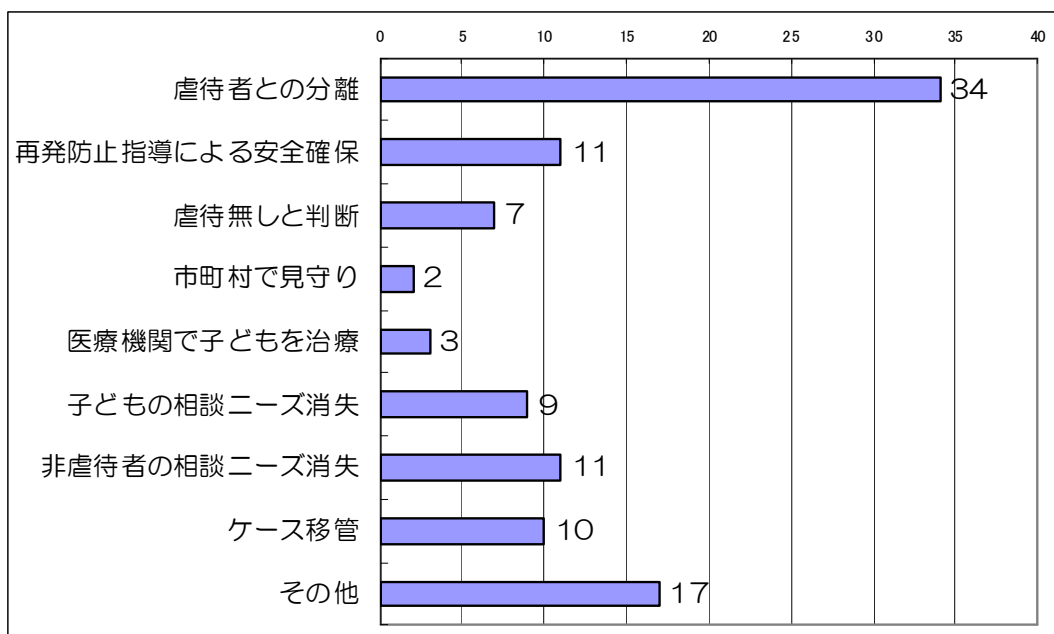


- ・ 今回の調査時点で支援が継続していた事例は42件（39%）、終了していた事例は66件（61%）あった。
- ・ 支援内容としては、継続指導として関わった事例が67件、児童福祉司指導で関わった事例が26件、施設措置もしくは里親委託をした事例が19件あった。
- ・ 一旦終結後に再開受理をした事例が3件あるが、これらは子どもの行動化が激しくなり、非行相談で再度扱った事例である。
- ・ なお、性器性交のあった事例が必ずしも、児童福祉司指導や施設措置につながっているわけではなかった。



- ・ 支援期間を見ると「半年未満」で終結した事例が32件（30%）、「半年以上1年未満」で終結した事例が29件（27%）あり、1年未満で終結している事例が60%弱を占めている。この傾向は、第1回調査、第2回調査と同様である。

(カ) 終結の理由（複数回答あり）



- ・ 終結の理由としては、「虐待者との分離」や「再発防止指導による安全確保」、「ケース移管」により他の児童相談所へ支援の継続を求めた事例が多かった反面、子ども本人や非虐待者の相談ニーズ消失により、終結した事例も合計 20 件あった。
- ・ 「その他」の事例には、子ども本人が満 18 歳を迎え終結した事例や、行動化が収まらず少年院送致の審判決定を受けた事例、ケース移管ではなく他機関を斡旋して終結した事例等が含まれている。

(キ) 刑事告訴・告発

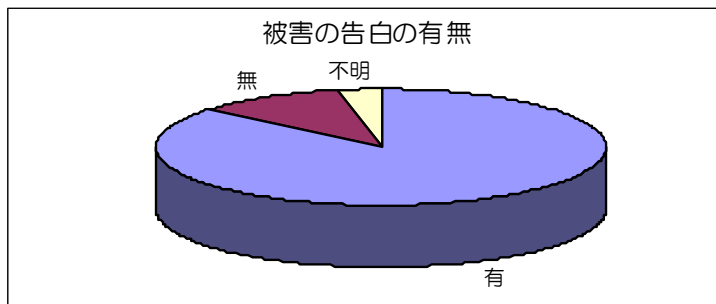
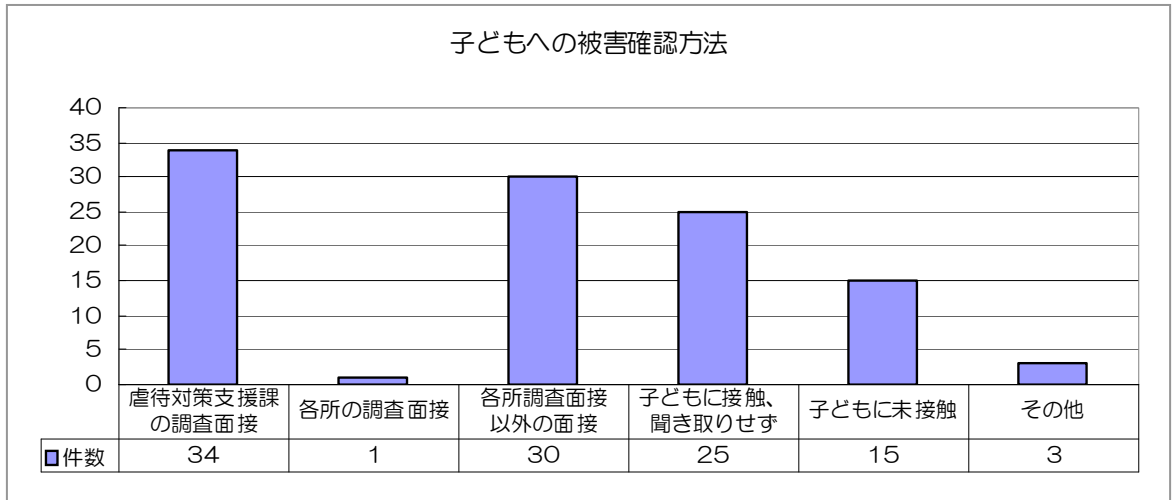
- ・ 告訴（※）された事例は 9 件（8％）あった。県児童相談所が虐待者を告発（※）した事例は 3 件（3％）あった。
- ・ 虐待者が逮捕された事例（11 件）と件数が異なっているのは、別件ですでに逮捕されていたものや、きょうだい事例等があるためである。

※ 告訴…犯罪による被害者またはそれに準ずる者が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意志表示をすること。

※ 告発…犯人及び告訴権者以外のものが捜査機関に対し犯罪事実を申告し、その捜査と被疑者の訴追を求めること。

ウ 子どもへの調査・支援

(ア) 子どもへの被害確認

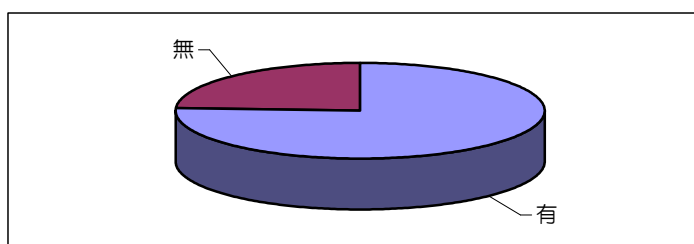


被害の告白の有無		
有	56件	86%
無	7件	11%
不明	2件	3%
計	65件	100%

- ・ 子どもへの被害の確認は65件（60％）の事例に実施した。
- ・ 方法としては県中央児童相談所にある虐待対策支援課にて「司法面接（※）のスキルを用いた調査面接」（被害事実確認のための面接、以後「調査面接」と言う）を実施した事例が34件（31％）、所管児童相談所職員が「調査面接」を実施した事例が1件（1％）あった。また調査面接以外の手法で被害の確認を行った事例は30件（28％）あった。なお、前回の調査（第2回）では、子どもに直接被害の確認を行った事例は34件（43％）あり、その内「調査面接」を実施した事例は1件（1％）であった。
- ・ 被害の確認をした65件の内、被害の告白をしたものは56件（86％）で、面接を実施しても7件（11％）は告白しなかった。
- ・ 子どもに接触したが被害確認をしなかった理由としては、「低年齢（乳児等）であった」、「他機関（他児相、警察、市町村、学校等）ですでに聞き取りが済んでいた」、「子どもが拒否をした」、「子どもが不安定で実施できなかった」等があった。

※ 「司法面接」…子どもの供述の信頼性という点において、たとえ司法の場で調査の内容が問われたとしても、その聞き取りの手法、手続きにおいて法的な厳密性、論争等に耐えうるだけの内容を提出できることを目的としたもの。あわせて、子どもに対する被害の聴き取りの負担を可能な限り軽減する配慮がなされており、認知心理学、発達心理学など多くの基礎心理学に基づいている。広義には司法面接を実施する体制、制度も含めて説明されている。治療的な面接でないことは勿論のこと、司法機関で行われる面接ということでもない。

(イ) 子どもへの面接（調査面接以外の支援・ケアを主としたもの）の有無

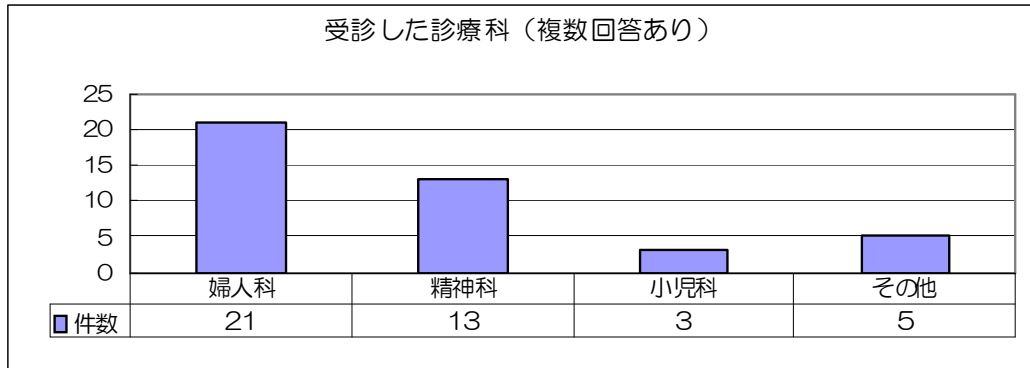
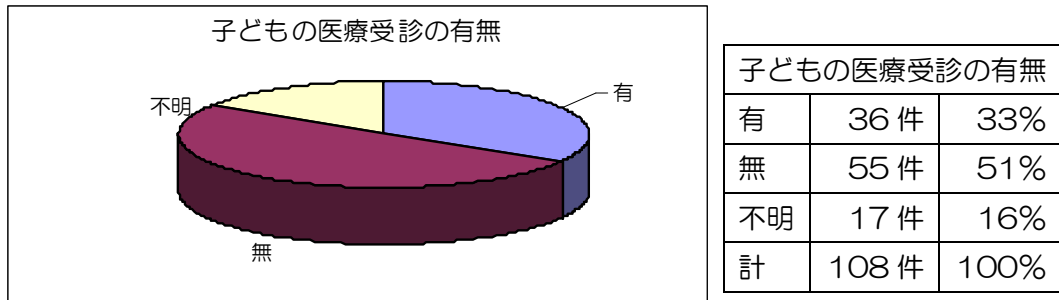


子どもの面接の有無		
有	82件	76%
無	26件	24%
計	108件	100%

- ・ 初期調査以降、子どもに対して児童相談所職員が面接を実施した事例は、82件（76%）あった。
- ・ 面接者は児童福祉司や児童相談員が64件、児童心理司が69件で、多くの事例は複数回の面接を行っていた。
- ・ 児童福祉司や児童心理司による個別面接に加えて、スーパーバイザー等の上席者や親子支援チーム（※）、保健師、精神科医師、嘱託弁護士等が面接をした事例があった。内容は心理教育や性教育、母子合同面接等であった。
- ・ 面接を実施しなかった26件の理由は、「子どもが乳児であった」、「子どもが面接を拒否した」、「他の児童相談所に対応した」等であった。

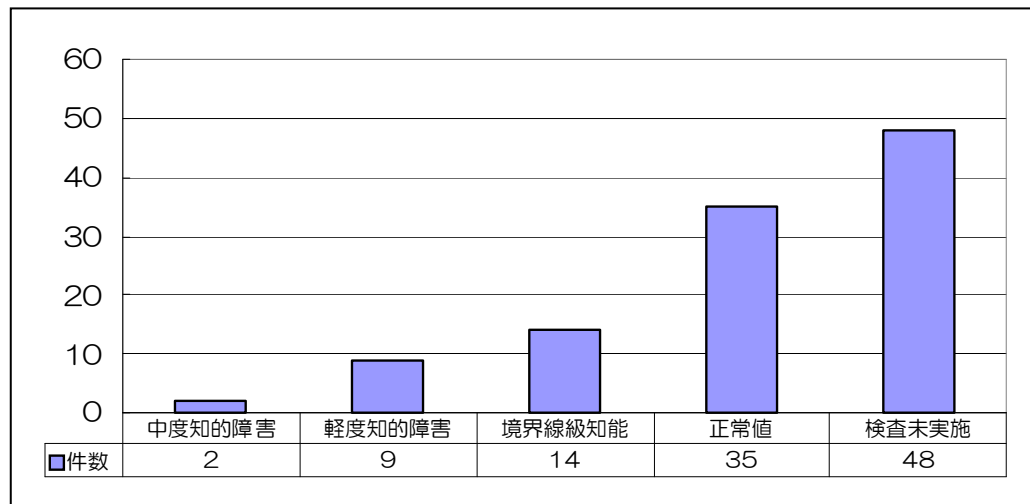
※ 親子支援チーム…神奈川県児童相談所に配属された親子関係の再統合、再構築支援の専従チーム。

(ウ) 子どもの医療受診



- 医療受診につながった事例は 36 件 (33%) あり、その内、婦人科受診をした事例が 21 件あった。診察結果として、「妊娠」「性感染症」「性器表皮剥離」等の診断が下った。また、精神科受診をした事例は 13 件で、診断結果は、「解離性障害」、「パニック障害」等であった。

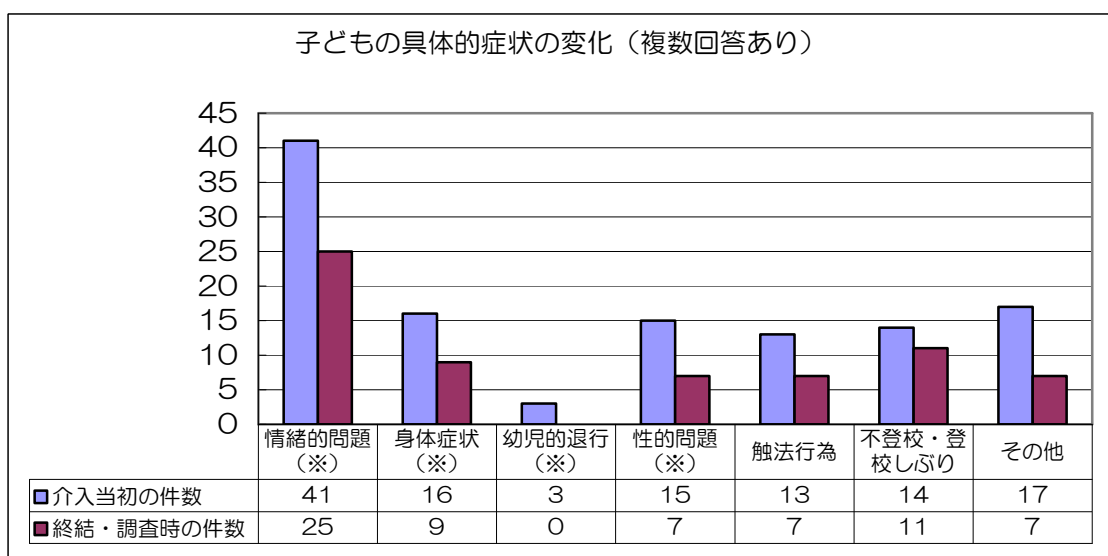
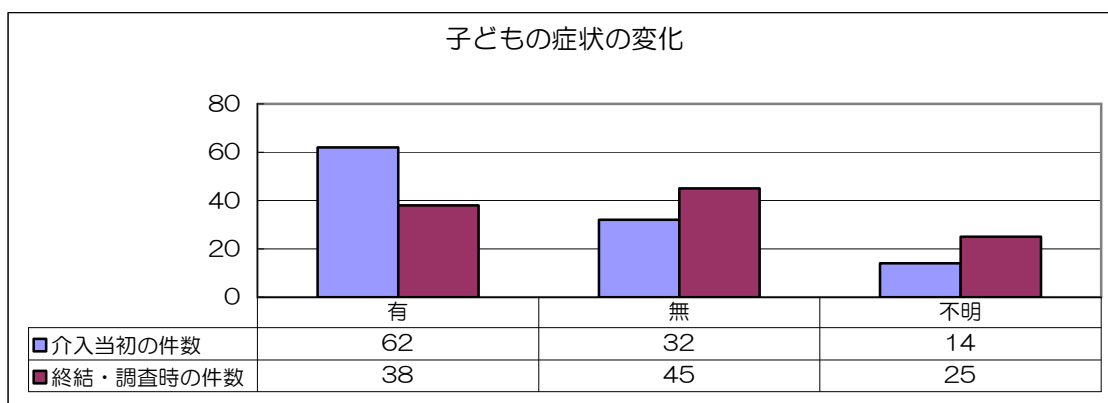
(エ) 子どもの知的能力



- 知能検査を実施した 60 件のうち、25 件の事例は、知的障害もしくは境界線級知能であった。



(オ) 子どもの症状の変化



- ・ 介入当初、子どもが何らかの症状を呈していると確認できた事例は、62 件（57%）であった。具体的な内容としては、「情緒的問題」が 41 件と最も多く、いくつかの症状が重複している事例もあった。
- ・ 介入当初と終結時（継続事例は調査時）を比較すると、何らかの症状が見られた子どもは 62 件から 38 件に減少し、なおかつ症状無しの子どもは 32 件から 45 件に増加した。具体的症状については、すべての項目において軽減していた。

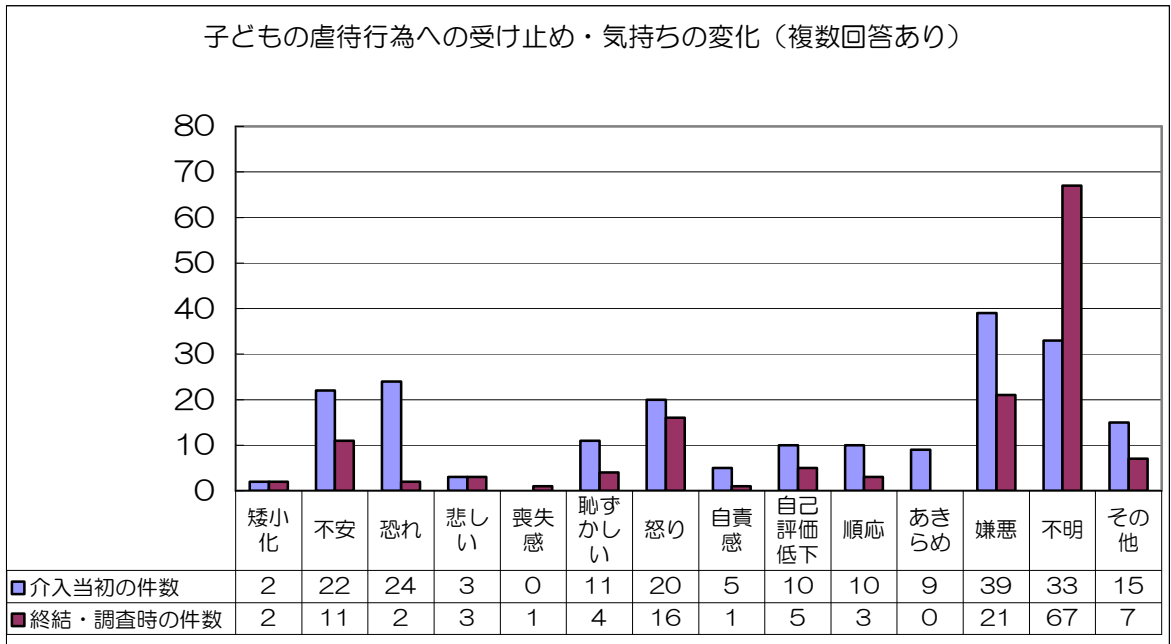
※ 情緒的問題…気分変動の激しさ、落ち着きなさ、不安、対人関係の過敏さ、抑うつ、解離（記憶が飛ぶ等）、自傷、罪悪感の強まり、自己肯定感の低下等。

※ 身体症状…頭痛、腹痛、夜尿、遺尿、摂食障害（過食や拒食）等。

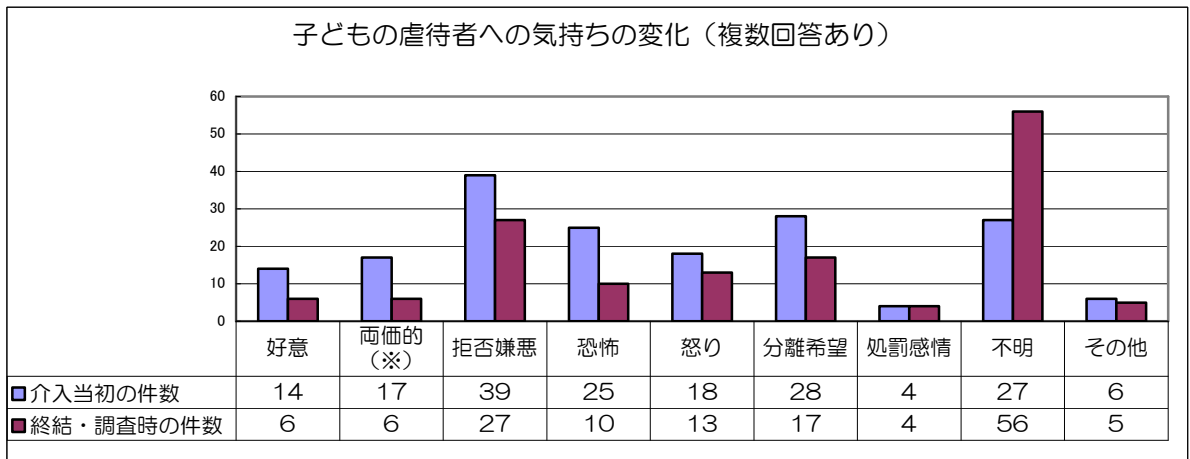
※ 幼児的退行…おねしょ、指しゃぶり、赤ちゃん言葉、過度にスキンシップを求める等。

※ 性的問題…性的な言動、子ども同士での性的遊び、過度の自慰行為、異性への過度の関心、接触、性非行。

(カ) 子どもの気持ちの変化

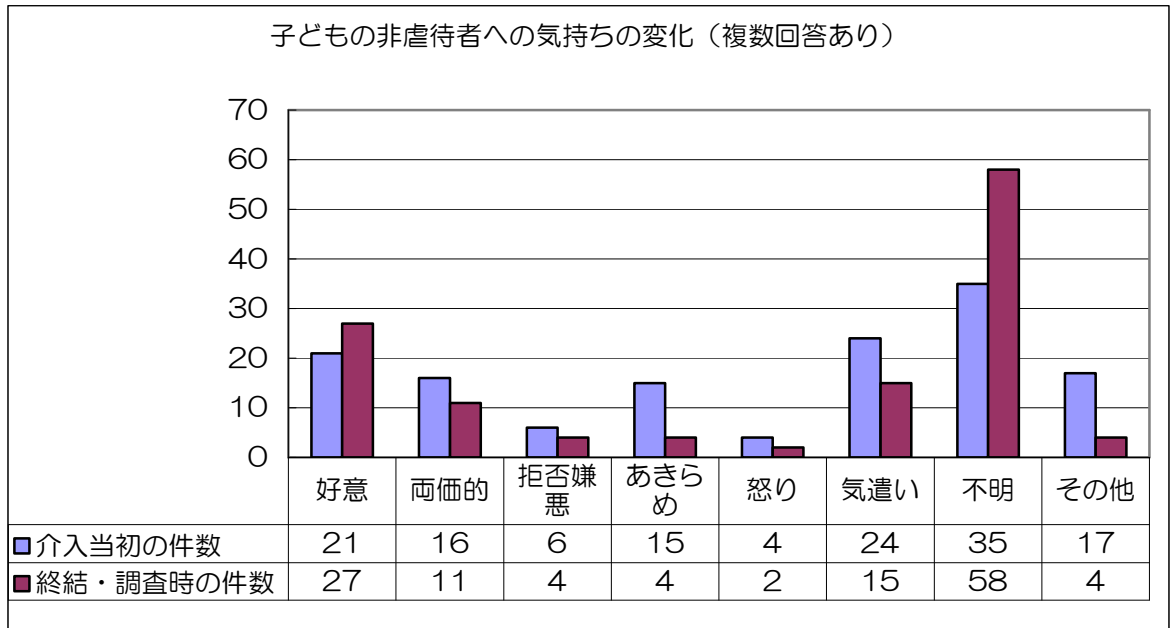


- 介入当初は、記録から確認できたものとしては、「嫌悪感」が 39 件と最も多く「恐れ」24件、「不安」22件、「怒り」20件と続いた。「自己評価が低下」したり、虐待行為に「順応」したり、「あきらめ」の気持ちを持ってしまう事例も確認された。
- 終結時（継続事例は調査時）の気持ちはあえて確認をしていない事例もあり、不明が多い結果となっている。不明が多いことから断定的なことは言えないが、介入当初と比べ、「不安」や「恐れ」、「あきらめ」の気持ちの軽減が見られた。



- 介入当初は、記録から確認できたものとしては、「拒否嫌悪」が 39 件、「怒り」が 18 件、「分離希望」が 28 件あり、否定的な感情を示すものが圧倒的に多かった。一方で、虐待者に「好意」や「両価的(※)」な感情を持つものも 31 件あった。

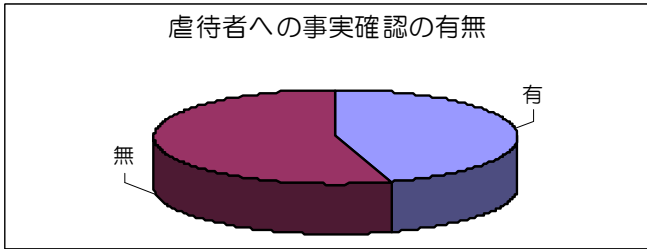
※ 両価的…好意と拒否の相反する感情を同時に持つこと。



- ・ 介入当初は、「気遣い」を示す事例が 24 件、「好意」を持つ事例が 21 件あり、多くは非虐待者に対して強い拒否感情を示していなかった。
- ・ 介入当初と比べ、終結時（継続事例は調査時）には非虐待者への「好意」が増し、「あきらめ」や「気遣い」の気持ちが軽減していることが読み取れた。

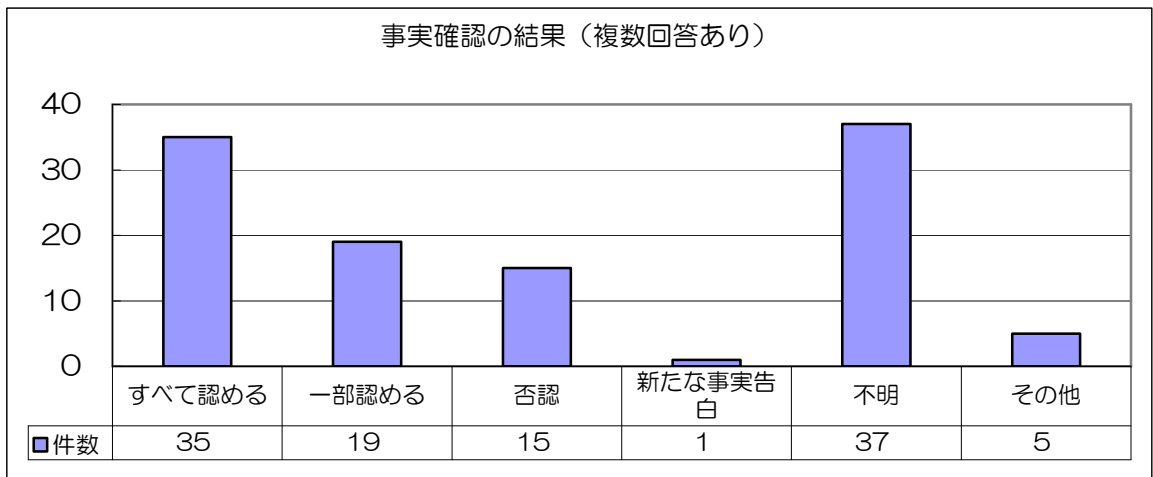
エ 虐待者への調査・指導

(ア) 虐待者への事実確認



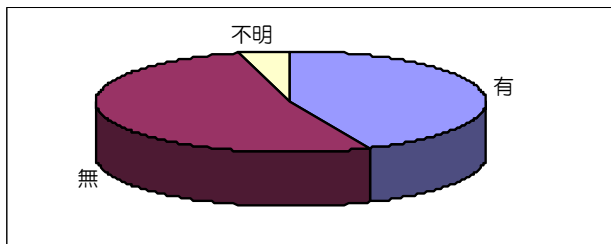
有無	件数	割合
有	50件	45%
無	61件	55%
計	111件	100%

- ・ 複数の虐待者から被害を受けている事例があるため、総数は111件となっている。
- ・ 虐待者へ児童相談所職員が事実確認を行った事例は、50件（45%）であった。事実確認ができなかった理由は、「虐待者が接触を拒んだ」、「虐待者が遠方に転居した」、「虐待者が逮捕、拘留された」、「子どもや非虐待者が接触を拒んだ」等であった。
- ・ 面接者は、児童福祉司、児童相談員が46件、スーパーバイザー等の上席者が25件、虐待対策支援課職員が2件で、半数近くは複数対応していた。



- ・ 行為の認否については、虐待者が行為を「すべて認める」が35件、「一部認める」が19件、「否認」が15件あった。なお、この結果は虐待者からの事実確認だけに限らず、非虐待者からの伝聞情報等も含まれている。

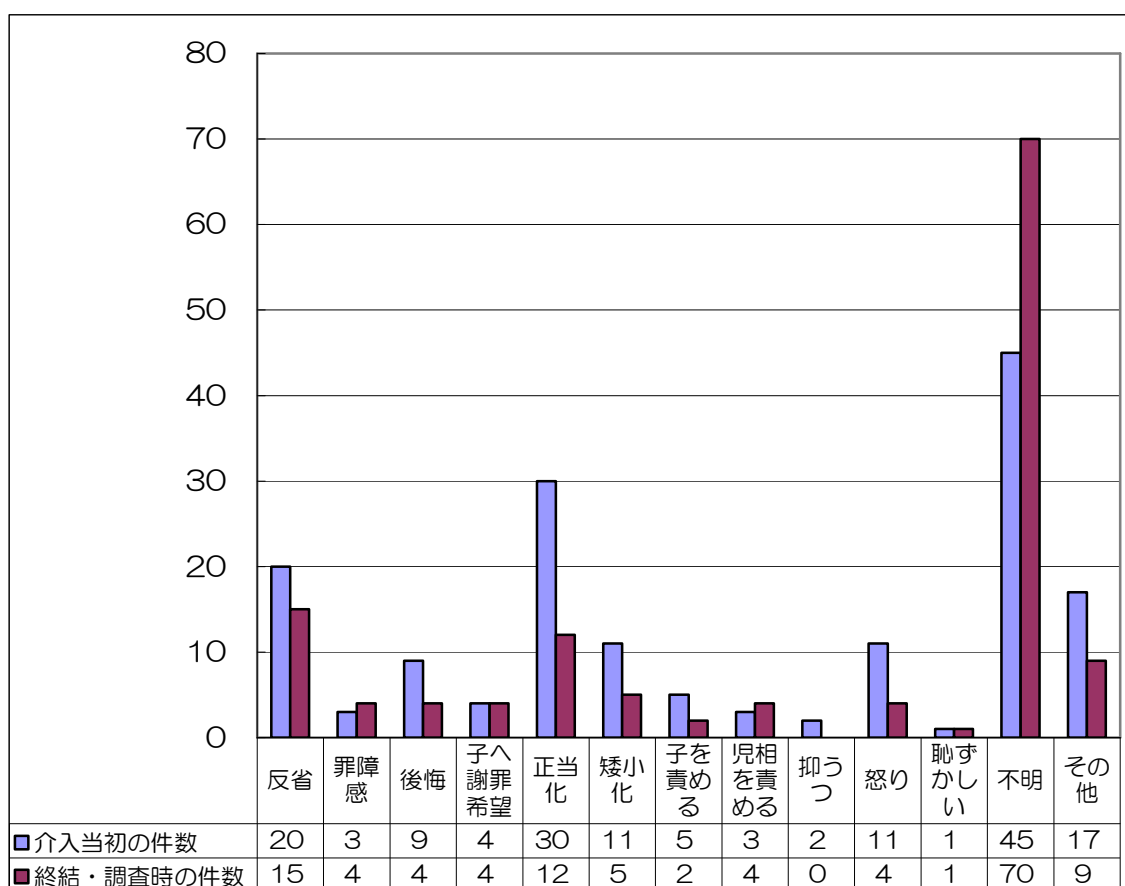
(イ) 虐待者への指導・面接



有無	件数	割合
有	48件	43%
無	58件	52%
不明	5件	5%
計	111件	100%

- ・ 初期調査以降に、虐待者に指導・面接を行った事例は、48件（43%）であった。
- ・ 面接者は児童福祉司、児童相談員が44件、児童心理司が3件あった。スーパーバイザー等の上席者が同席したものは18件あり、その他、親子支援チームや精神科医師等が面接したものがあつた。
- ・ 具体的な指導内容としては、「訓戒誓約」や「指導による面会通信の禁止」、「再発防止の指導」、「告発の警告」等であつた。
- ・ 半数以上の事例は虐待者との面接が実施できていないが、その理由は、「虐待者が逮捕、拘留された」、「移管前の児童相談所が対応した」、「すでに虐待者と別居離婚している」、「子どもや非虐待者が接触を拒んだ」等であつた。

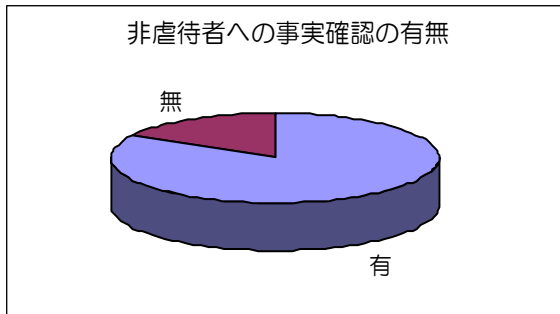
(ウ) 虐待者の態度・気持ちの変化（複数回答あり）



- ・ 介入当初の虐待者の気持ちとしては、記録から確認できたものは、虐待行為を「正当化」したものが一番多く、ついで「反省」「怒り」「矮小化」「後悔」と続いている。
- ・ 介入当初の虐待者の態度をみると、反省心が表わされている態度（「反省」や「罪障感」、「後悔」、「子への謝罪希望」）36件と比べ、反省心が乏しいと思われる態度（「正当化」、「矮小化」、「子を責める」、「児相を責める」、「怒り」）は60件あり、上回っていた。
- ・ 終結時（継続事例は調査時）には、虐待者との分離が図られていた事例も多く、あえて虐待者の気持ちや態度を確認していないため、不明が多い結果となっている。

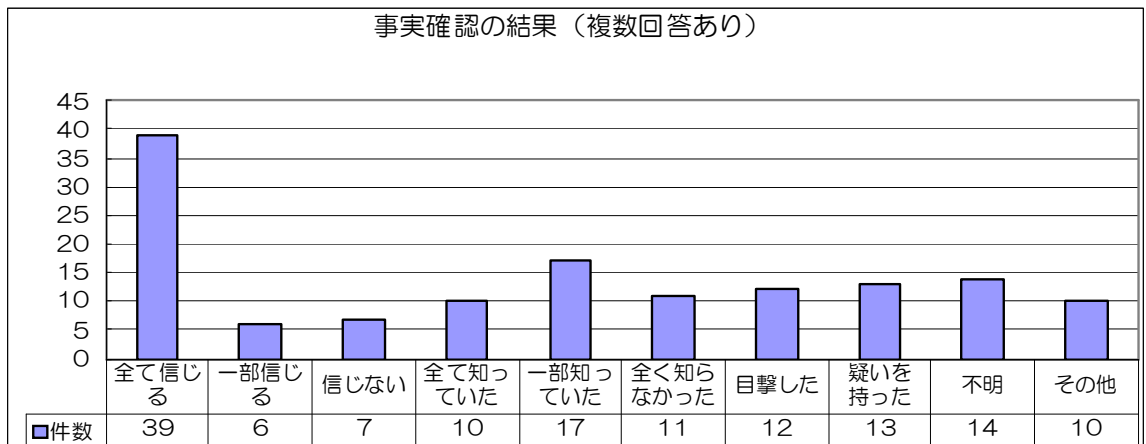
オ 非虐待者への調査・支援

(ア) 非虐待者への事実確認



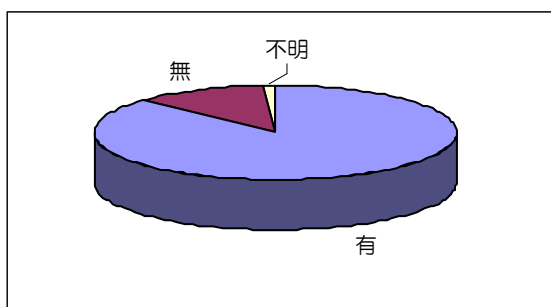
有	83件	83%
無	17件	17%
計	100件	100%

- ・ 受理時の家族構成で非虐待者が存在した 100 件を集計。
- ・ 非虐待者へ児童相談所職員が事実確認を行った事例は、83 件（83%）であった。
- ・ 面接者は児童福祉司や児童相談員が82 件、児童心理司が5 件、親子支援チームが2 件、スーパーバイザー等の上席者が 18 件、虐待対策支援課職員 1 件で、複数対応している事例もあった。



- ・ 虐待行為について「全て信じる」としたものは 39 件、「一部信じる」は 6 件、「信じない」は 7 件あった。
- ・ 虐待行為について、「全て知っていた」としたものは 10 件、「一部知っていた」ものは 17 件あった。一部の非虐待者は虐待行為を知りながらも子どもを守る姿勢をとれずにいたことが明らかとなった。

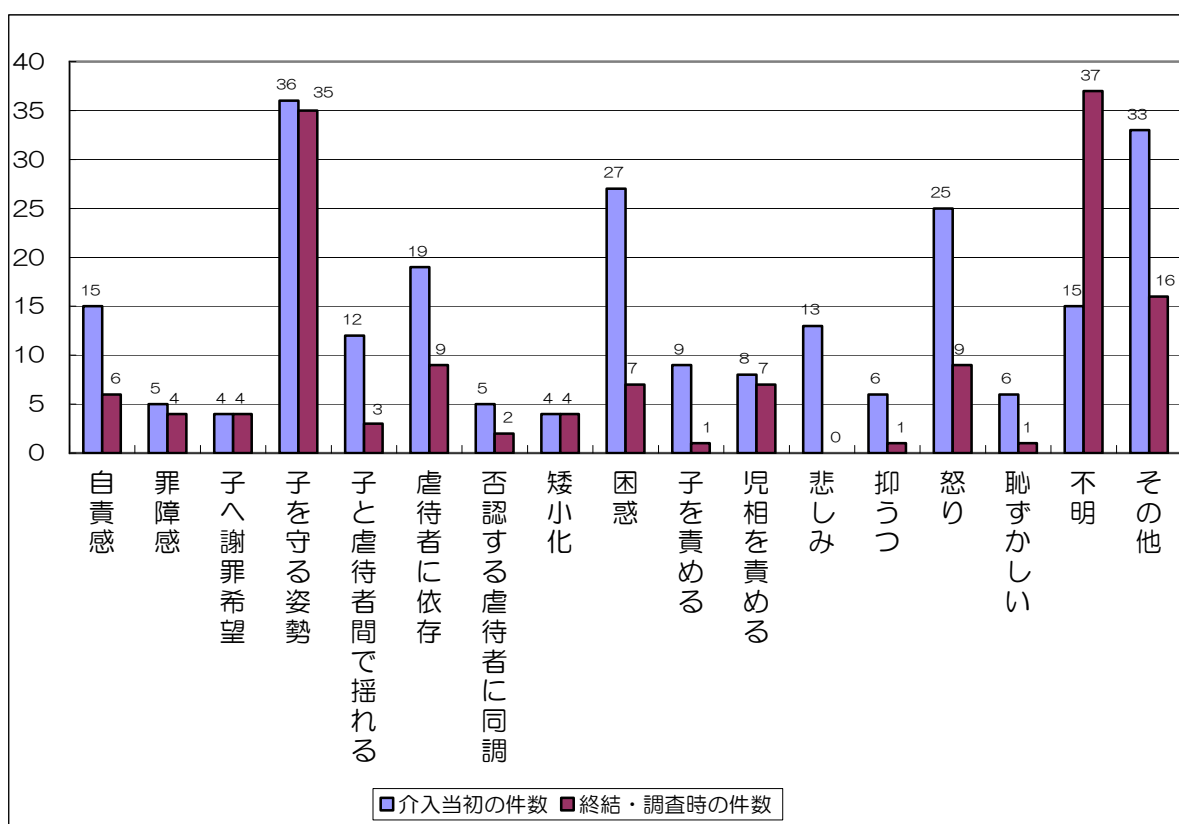
(イ) 非虐待者への支援・面接



有	87件	87%
無	12件	12%
不明	1件	1%
計	100件	100%

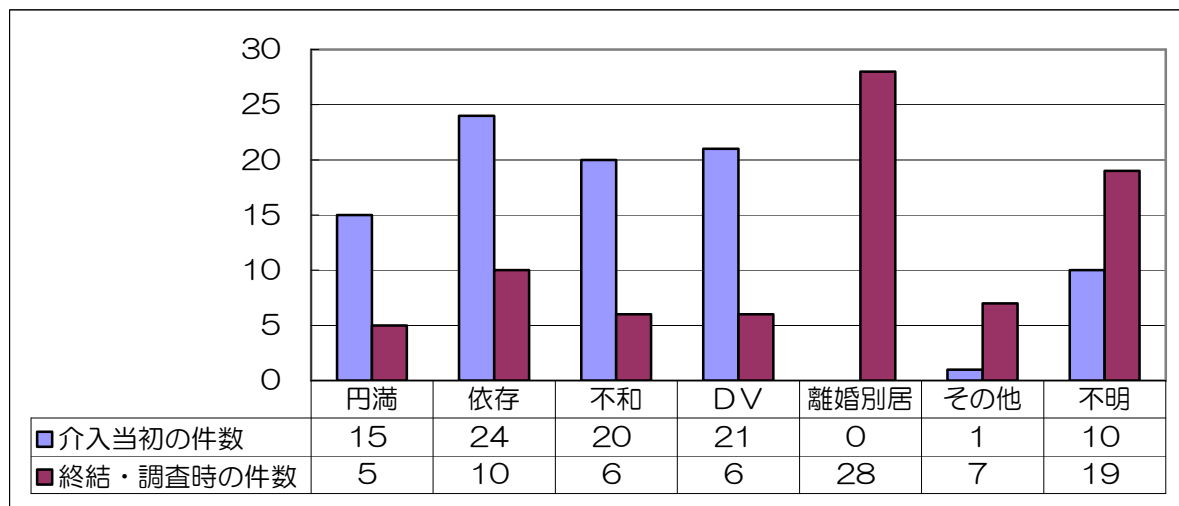
- ・ 初期調査以降に、非虐待者に支援・面接を行った事例は、87件（87％）であった。
- ・ 面接者は児童福祉司や児童相談員が85件、児童心理司が15件、スーパーバイザー等の上席者が18件で、その他、親子支援チームや精神科医師、保健師、嘱託弁護士等が面接したのもあった。
- ・ 具体的な支援内容は、「女性保護機関との連携による生活全般への支援」や、「虐待者との関係の整理」、「子どもの傷つきへの心理教育を行う上での役割に関すること」、「法的対応の情報提供」等で、多岐に渡っている。
- ・ 他の児童相談所で事実確認を済ませた後、ケース移管された事例等があり、事実確認よりも支援・面接の件数が若干多くなっている。

(ウ) 非虐待者の態度・気持ちの変化（複数回答あり）



- ・ 介入当初の非虐待者の気持ちとして、記録から確認できたものは、「子を守る姿勢」を示した事例が一番多く、ついで「困惑」「怒り」と続いた。
- ・ 終結時（継続事例は調査時）の気持ちは確認していない事例もあり、不明が多い結果となっている。不明が多いため断定的なことは言えないが、「子を守る姿勢」の件数は依然として高く、「困惑」や「子を責める」態度は軽減が見られた。

カ 虐待者と非虐待者の関係の変化（複数回答あり）



- ・ 受理時に婚姻（内縁）関係があり、パートナーが虐待者であった73件を集計した。
- ・ 介入当初の関係としては、「依存」や「不和」、「DV（※）」が多かった。
- ・ 終結時（継続事例は調査時）をみると、「依存」や「不和」、「DV」は減少し、児童相談所が介入したことで「離婚・別居」に至った事例は28件（38%）あった。

※ DV（ドメスティックバイオレンス）…主に配偶者からの身体に対する暴力、心身に悪影響を及ぼす言葉による暴力のこと。